

第4回智頭町議会定例会会議録

令和2年12月9日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 一般質問

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 一般質問

1. 会議に出席した議員（11名）

1番 谷口翔馬	2番 波多恵理子
3番 安道泰治	5番 河村仁志
6番 大藤克紀	7番 岩本富美男
8番 谷口雅人	9番 岸本眞一郎
10番 酒本敏興	11番 中野ゆかり
12番 大河原昭洋	

1. 会議に欠席した議員（1名）

4番 國本誠一

1. 会議に出席した説明員（15名）

町長	金 兒 英 夫
教 育 長	長 石 彰 祐
病院事業管理者	葉 狩 一 樹
総 務 課 長	矢 部 整
企 画 課 長	酒 本 和 昌
税 務 住 民 課 長	江 口 礼 子
教 育 課 長	國 岡 厚 志
地 域 整 備 課 長	迎 山 恵 一

山 村 再 生 課 長	山 本 進
地 籍 調 査 課 長	原 田 誠 之
福 祉 課 長	小 谷 い ず 美
会 計 課 長	矢 部 久 美 子
税 務 住 民 課 参 事 兼 水 道 課 長	藤 森 啓 次
総 務 課 参 事	米 本 勝 彦
病 院 事 務 部 長	福 安 教 男

1. 会議に出席した事務局職員（3名）

事 務 局 長	柴 田 睦 子
書 記	金 谷 百 恵
書 記	寺 谷 圭 祐

開 会 午 前 9 時 0 0 分

開 会 あ い さ つ

○議長（大河原昭洋） ただいまの出席議員は11名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（大河原昭洋） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番、河村仁志議員、
6番、大藤克紀議員を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（大河原昭洋） 日程第2、一般質問を行います。
質問者は、お手元に配付しているとおりです。

なお、一般質問は、会議規則第61条第4項の規定により、一問一答方式により行い、質問、答弁を合わせて40分以内とします。

それでは、受付順に、これより順次行います。

初めに、谷口雅人議員の質問を許します。

8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 議長のお許しを頂き、通告済みの質問を行います。

まず、上町会下谷源流の鹿食害について伺います。近年、鹿の食害は牛臥山系の麓から山頂付近へと進み、その変化が町内からも目視できる状況です。鹿食害のもたらす山腹の裸地化が深刻化する前に、浸食防止策を講ずる必要が迫りつつあります。

現在、鹿の食害は町内の山の各地に見られますが、今回指摘する会下谷水系はその流域に民家はもとより教育施設、神社仏閣、智頭町観光の拠点である国指定の重要文化財石谷家住宅も存在しています。智頭町がかつて市瀬地内で経験したようなことが発生すれば、その被害の甚大さは一級国道の不通をはるかに上回る極めて深刻な事態となります。この流域の現在の上町坂誕生の元となった文禄2年、西暦1593年、427年前に高麗水と呼ばれる大水害を経験しています。

現在、不幸にして土石流が発生した場合、頼りとする砂防堰堤の現状は全て満杯となっており、その期待される効果を発揮することはできません。予測の範囲に入りつつある災害を未然に防ぐことこそが真の防災であり、実情に即した対応が求められます。指摘の状況に対する認識はどうか、町長のご所見を伺います。

以下、質問席にて行います。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 谷口議員の質問にお答えします。

牛臥山の山頂の周辺は、議員ご指摘のとおり立木が少ないというような箇所が分布しておりまして、航空写真でもその様子がよく分かるというふうな感じになっております。かつては採草地として利用されておりまして、未立木に近い、いわゆる立木のないような状況になったというのはここ数年のことではなくて、地形や地質条件のために植生が根づきにくいというようなことに加えて、近年は鹿による食害があったということも影響しているんだなというふうに思います。

今後の被害拡大の防止に向けて、これまで取り組んできた個体を減らす対策や、それからジビエ利用の推進、こういったことに引き続き取り組んでいく所存であ

ります。

議員ご指摘の私有地の山腹の浸食防止、この対策について町が主体的に取り組むというのはなかなか難しいというふうには思っておりまして、保全対象の状況に応じて例えば県の治山事業、こういったことに対する活用というものも考えられるというふうに思います。

なお、智頭の山人塾の実施団体の柚塾が、鹿による食害対策を検討しておりまして、来年度は試行的に取り組むということにしておるようであります。町も関わりながら有効な対策を検討していきたいというふうに思います。

○議長（大河原昭洋） 谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） この問題の原因の全てといってもいい部分が、実は国の環境保護政策の大きな誤りの中から発生したということでございます。象徴的な出来事として和歌山、三重、奈良にまたがりまして、国においては大変な存在でありました大台ヶ原の天然林が鹿の食害によって枯れてしまい、その存在が歴史あるものが消えうせてしまったという事実があるわけです。

その環境保護政策のもとのもとになったのがメス鹿の捕獲禁止ということがあったようです。メス鹿は捕獲するのに忍びない、かわいそうだと。非常に現実とはかけ離れた、言葉としては失礼ですけど、おとぎ話の世界に出てくる話をそのまま政策に持ってきたような結果が、こういう結果を日本中でもたらしておるということのもとのもとである、この責任は全て国にあるという、私は認識を持っております。

その結果、各地で取り返しのつかない被害等も発生しておると。そのてんまつにおいては、町で責任を負うことなく当然のことながら町長の今の答弁の中にありましたように、今できる限界というものがもう見えておるわけですので、しっかりとその対策を県あるいは国に求めていくということは、これはもう言うまでもないことだろうと思っております。

実はこの会下谷に関する質問につきましては、私が十数年前織田町長の時代に1回させていただいたことがあります。当時は真反対でございました。鳥取自動車道のトンネルの掘削によります地下水脈の変化によりまして、会下谷また牛臥山系全体の地下水が出なくなるという問題が発生し、それを国交省が認めておりませんでした。全てはこの議場から始まっております。確かに町の努力を超えての中でできることではないが、やはり町の認識がそこに至らぬことには、全ては

前に進まんという認識を持っております。

町長にその辺りの認識について、今後の働きかけというものをどのようにアクションを考えておられるかお伺いします。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 働きかけと言われましても、具体的にということは今のところまだ考えておりませんが、先ほど言いましたように、どうしても表面に立つのが鹿の被害というものが目につくのだろうというふうに思います。

先ほども答弁させてもらいましたが、山人塾の塾長であります福壽先生にも少しお伺いしました。そうしたら、もともとやはり岩盤が土質なので、どうしてもがらりと落ちてくるのは仕方がないだろうと。ただ、そうはいつでも鹿の影響も当然多少なりともあるんだと。スポット的に県の森林環境税、そういうものを利用してレンゲツツジというものを植えてみよう。このレンゲツツジというのは、どうも鹿が結構嫌うのだということのようです。ですので、それを植えてみて実際に、それが鹿に対して有効であるかというようなことも考えてみたいというようなことでありました。

それから、猟友会の方にも1、2聞かせてもらったんですけども、結構鹿の鳴き声がする、するんだけどもわなを仕掛けてもなかなかかかってこない。だから、「そんなに多くの数がいるんじゃないのではないか」というようなことも言っておりました。ですので、そういった思いの中で鹿以外の地形というか、土質というか、そういったことも含めながらやはり考慮していかないと。すぐこれだからあれだという、その短兵急な施策はなかなか取りづらいのではないかとというような気がしています。

○議長（大河原昭洋） 谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 元になっております部分というのが、実は牛臥に向かいまして馬取場から右の方向に向かって、私の頭のような沢が2つほどございます。ここはなぜそういうふうになっておったかといいますと、これは採草地として利用されていた時代があるということもあるのですが、地形的にあそこは雪崩が発生します。雪崩が発生するということの中で樹木が育ちにくいと。しかし、それをきちっとフォローできる形の中で根を張った草がそれを被覆しておったということなんですけども、その被覆が鹿の食害によって失われつつあるということが全てのもとのもとになっております。

また、私もここ数年気にかけていながらまだ具体化しておりませんでしたが、ちょっと山に登ってみますと、鹿の歩いた状況というものが非常に年を追うごとに、下から見れば樹木は生えておるんですが下草はほぼ存在していないという状況があるわけです。当然のことながら鹿はそれを求めて上に上がると。その繰り返しの中で今の状況が発生しておるのですが、やはりこの悪循環を断つ一つの方法として先ほどのツツジの話もありました。あの位置においては、ちょっと雪崩防止ということも含めた中で特殊な技術を要する部分があるかと思えます。これ実は、多分専門家の方にアドバイスを頂かない限りは、素人の浅知恵では先行きがせんというふうに思っております。

ここに関して、町長としてこの働きかけというものを具体的に、鹿の個体を減らすことは当然のことです。そういった中で、できる努力の中にある部分を最大限やった中で、それだけでは足りない部分というもの、ここをひとつ、きちんとした形で対策、担当課になるのか、あるいは防災という面で見ると、総務課になるのか、その辺のところはあれですが、これはしっかりとやっていただかない限りは、年々進む部分の中で見ておるのに、この被害の甚大さを考えると1年、2年の対策では事が先行きをしないというふうに見ております。長期的な対策を講じる必要があるということは、災害が起きてからあるいはかなり厳しくなってからではちょっと遅いということを考えております。その辺の認識に対しては一度お願いします。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 先ほどもお答えしましたが、やはり治山事業というもので対応するしか方法はないのではないかとこのように思っています。ただ、会下谷の下流側といいますか、会下谷のほうの民家に近いほうの堰堤の土砂のたまりようとか、そういったことも含めながらでないと、山頂のほうのががらが崩れているからすぐ防災だよ、ということにはなっていないのではないかと考えています。ですから、流域の中でどういう状況になるかということも、現状を把握しながらやってみたいというふうに思っています。

ただ、先ほど言われた牛臥山の馬取場付近というものは、財産区の所有だと思っておりますので、その方々との対応というものも考えていかなきゃいけないかなというふうに思っています。

○議長（大河原昭洋） 谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人）　　まさしくその地権者としての存在があるわけですし、この認識に立たないと、その協議あるいは意見交換も成立せんというふうに思います。まずはそこから始めることであろうかと思えますし、現状をいま一度精査していただいた中で有効と思えることを最大限やっていくということに、事のスタートはあるのであろうというふうに思っております。

かつて30年豪雨ですね、あのときに私はまだ夜が明ける前に町内を走り回って状況を見て回った中で、会下谷から出てくる水の臭いと量を、あの異常さを忘れることはできません。あの臭いはまさしく普通の川の流れの水の臭いでは全然なかったと。あの臭いが漂うところにこそ土石流あるいは水害が発生するということは、先人が教えた1つの戒め、教訓であるわけですが、ああいう状況がもう既に起きているという認識に立っていただいた中で、具体的にもう放置することのできない、先送りにすることのできない町のテーマの1つとしてなったという認識を、しっかりと持っていただきたいというふうに思います。

その中で県の治山事業という形になろうかと思いますが、ただ単に堰堤を造るというだけでは、事は足りんというふうに思っております。ぜひともその対策、連絡協議会なのかあるいはそういったことについて専門にやられるチームというか、物を作っていた中で、町が具体的に取り組んでいますよということは、流域の皆さんに対する大きな安全安心に対するアピールだというふうに私は思いますので、その辺のところのご覚悟のほど、いま一度お願いします。

○議長（大河原昭洋）　　金兒町長。

○町長（金兒英夫）　　先ほど申しましたとおり、対応策としては一番手っ取り早いといえますか、すぐ対応できる方策といたら県の治山事業ではないかと思っています。そういった面では、県との意思疎通を図りながら進んでいきたいというふうに思っています。

○議長（大河原昭洋）　　谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人）　　私はいたずらに不安をあおるという思いの中で本日の質問をしておるわけではございません。やはり問題が顕在化しつつある状況の中で、未然防止が真の防災であるというふうに思っております。これは、認識としては町長も当然その認識をお持ちであるということをお話しておるわけですし、ぜひこの問題が顕在化して様々な害をもたらすことのないように、またそういう害が発生した場合、その実害の大きさというものはほかの地域・地区とはち

よっと比べものにならない部分があるということと、かつて上町坂自体があの一帯がああいう形状になっておるということ自体が、牛臥山系が持っております地勢的な歴史的な部分の中で形成されたわけですし、あれは馬取場よりもちょっと上手になりましょうか、その辺りの大崩落をした土の跡がそのまま町の形状になっておるということを先人の書き物の中から見させていただいております。ぜひ第2の上町坂ができないことを願いつつ、またそうならないための方策を具体的に今日を起点として、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、町の移動手段について旧社協バスの復活について伺います。この件は前寺谷町長に対し質問を行いました、当時はまだ運行されており、車両の状況、ドライバーの確保など、町から運行を委託されていた社会福祉協議会が自力に問題解決が不能という結論に至り、心ならずも廃止の意向を固めた時期であり、また前寺谷町長の任期も迫り、判断を保留し借り上げ補助にとどめたと、私的には理解しております。町内の各種団体の活動に必須であると考えます。町の新体制も整い、新年度予算編成に着手するこの時期、本案件をどのように考えておられるか、町長のご所見を伺います。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 智頭町社会福祉協議会が所有して運行しておりましたバス事業の廃止につきましては、今言われましたように昨年12月の定例会で議員から一般質問があったというふうに覚えております。その回答の中で前寺谷町長が申し上げておりました、社会福祉協議会ではバスの老朽化、それから運転手手配に伴う人的な関係、こういったことからバス事業の継続が困難な状況となった。事業の廃止が検討され、その後、廃止ということで決定されたものだというふうに聞いております。

この質問の中で議員も触れられておりますけども、町の社会福祉協議会が運行していた規模のバスを必要とする事業に限られておると。そういった大きな団体での40人以上というようなことの移動する回数が、かなり限定されておったということでもあります。そういったことでできない場合には、貸切バスを借りて対応していたという現実があったわけです。

そして、老朽化したバスの更新には大きな費用がかかると、当時2,000万円だ3,000万円だというような大きな数字が出ておりました。そういったこ

とがありまして、町所有のマイクロバスの規模で十分であるんじゃないかということも、少しその中で話をされたのではないかというふうに思っています。

町社会福祉協議会のバス事業の廃止を受けまして、町では各担当課において関係団体から聞き取りを行いまして、可能な限りマイクロバスやすぎっ子バスの活用を検討していただくようお願いしております。そして、対応できない事業については貸切バスの借上げ、そういったことを本年度の予算に措置しているというところであります。そして、それに加えて町の所有のマイクロバスの安定した運行に向けて、新たに運転手というものも配置をしております。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、町事業を始め学校事業、それから公民館事業、その他各種団体の行事、こういったことが相次いで中止になっております。そのためにバスを利用する機会が少なく、町社協のバス事業の廃止の影響が今年度はなかなか見えにくいという状況もあると思います。コロナ後を見据えた各種事業におけるバス利用の在り方について、広く町民の皆さんの意見を伺いながら、これから考えていきたいというふうに思っております。

そうは言いながら、昨年度に策定しました智頭町の公共交通の計画というものには、デマンド型の共助の交通体制というものを記載しております。この交通体系が実現した場合には、今あるすぎっ子バスをスクールバス化して、またこのいろいろな対応が可能なような、そういったやり方というものを考えていきたいというふうには思っています。

○議長（大河原昭洋） 谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 私は先ほど申しましたように、旧社協バスというふうに表現してもらいました。決して社協さんがまたやるということを前提にしておるというわけではございません。これから先の運行というか、するとするならば、仮にそれは社協さんであるのかもしれないし、ほかの状況があるのかもしれないと、これは多様性は当然あるかというふうに思っております。

町長の答弁にもありまして、今年の事業につきましては幸か不幸か、こういったことの中で移動手段としてのバスの存在というのは顕在化しませんでした。これについては、これほどこの団体においても全く必要がない状況になってしまっておるということでそうなんですけれども、やはりコロナ後の状況はまたこれも町長の答弁にもありましたが、何らかのことも考えねばならないということも各種団体の中で聞き取り等があったというふうに、私は前回にも質問させて

いただいた中で、利用の状況をいま一度おさらいをしますと役場の状況です。

これが教育委員会、それから社会教育、公民館等の利用率が32.4%。町の委託事業、ミニデイ、老人クラブ等で使っております部分が61.1%。町社協、地区社協、これはもうほぼ事業主体といってもいいぐらいのところは実は6.5%ということを考えますと、社協さんにとってその存在がどうであったのかということになりますと、年間180万円ぐらいの社協さんも持ち出しをした中で事業継続しておられたと。20年間の中でそれが大いに評価されておったがゆえに社協さんとしてもそれはできたわけですけども、ここの部分というものをいま一度しっかりと見直しをしていかなければ、私はならんというふうに思っておりますし、町長の答弁にもありましたが満杯で満員状態で運行されておったというのは年に2回あるかないかと、一番多いのがスポーツ大会が一番多かったという例を聞きますと、あのサイズの車両は私は必要ないというふうに認識しております。

その中で、あの車両につきましては2種の免許が必要になるということで、ドライバーの資格につきましても非常に限定的な形になって、対象になる人の数というのはどうしても限定化されてくるので難しいだろうと思いますが、今運行しておりますマイクロバス、教育委員会さんの所有になっておりますが、あのサイズのものでいきますと持ち回りの運転手でもまた十分可能であるし、大型免許を持っておられる職員というのは、町に限らず社協さんでも複数おられるわけでして、この運行については今までよりは負荷はかなり下がってくるというふうに思っております。そこの部分をこれから先しっかりと考えていかないと、実は求められるコロナ以後の町の事業の活性化ということは難しいというふうに思っております。

私が調べてみましたところ大型、あのサイズの車をしますのにほぼ4,000万円ほどかかるということでした。それに対応する補助予算というものは存在しないということになっております。それを今のスタイル、教育委員会さんのマイクロに置き換えますと5分の1程度、5分の1もかからないかも、の経費でできるということでございます。

実は町の予算編成の方針も示されました。担当課には各課には新規事業についての部分は上げるなど、それからまた、総合計画に記されていない部分についてはこれは該当しないということになりますと、ここは実は町長特別枠ということ

になるわけですし、町長特別枠というのは実に政治的判断ということに伴います、かなり高度な判断であろうというふうに思っております。その辺のところについて認識はいかがでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 町長特別枠というのがぼんと出ましたけども、それをこれまでであったのかどうか、それは具体的にそういう表向きに町長特別枠でこれだけあるよというようなことは、実際皆さん方知っておられるかどうかよく分かりませんが、なかったというふうに思います。ですので、今ここで特別枠で私がこうしましょう、ああしましょうというような答弁は控えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（大河原昭洋） 谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 当然のことながら、これはやり取りでございますので、今のはジャブの程度と、ボクシングに例えますとジャブの程度ですが、やはりこれはこれから先ボディブローが必ず上がってきます。それを各団体のほうから事業がやはり活発化してくる状況の中では、やはりそういったことに対して配慮していただきたいという意見というのは当然上がってくるわけですし。

実は、あまり多くの方は知られませんが、旧社協バスを導入したときの経緯の中でありましたのが前寺谷町長の公約です。それを知っておられる人というのは実に少ないのですが、その中で私としては記憶の中にあります部分として、鮮明に今でも覚えております。それをどうこうというわけではございませんが、町長特別枠という表現も使わせてはもらいましたが、ただ単に私は復活ということにこだわっておるわけではありません。

実は通告はしておりませんが、今年教育関係者の大量の処分が行われたということは、皆さん記憶の中にあるかと思えます。その元になっておりますのは、やはり移動手段においてなかなか難しい部分があったと、それが背景としてあるし、また教育関係者の情熱がそういった形にかえって逆効果としてなってしまったということで、輸送に対する安全というものとそういったことに対する部分のギャップがそういう問題を起こしたのだらうと、私の認識では思っているわけですが、やはりそういうことは起こしてはならない、あってはならない。

それを考えますと、町の役割としては各団体をフォローすることによって町の活性化が図られていくなれば、やはりそれは十分な投資として見合う効果を、私

は生むというふうに思っております。大型のバスを持つ必要はないけれども、小まめに走る存在としてフォローできるものがあるかないかによって、その団体の足腰はかなり変わってきます。その辺についての認識をいま一度お願いします。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 先ほども申し上げましたけども、実際今あるマイクロバスをいかに有効利用するかというのが第一義に考えて、運転手の配置も行いました。それから、もう一つはそれをできない部分にということで、例年社会福祉協議会に委託としてバスの運行に対しての費用、支払いをしておりました。それと同等くらいの金額をそれぞれの予算に配置しております。

ですので、ああいうマイクロバスをいかに使うかというのもそうなんですけども、そればかりでなかなか対応できないという部分については貸切バスを、皆さんがいろんなところでの各種団体のところで利用してくださいねという予算配置をしていますので、当面はそれを見ながら、先ほども言いましたけども今年はコロナのことがありますので、それでなかなか立証はできないかもしれませんが、そうは言いながら、そういったことも踏まえてやっていきたいなというふうに思っています。

ただ、来年度に向けてのいろんな意見を聞いているところでは、ソーシャルディスタンスをある程度考えたバスの借上げというものもやはり考えていかないといけないのではないかと。やはり、そうするとバスではなくて今度は公共交通機関を使って移動するのも一つの手なんじゃないかとか、そういった案も今のところ出ていますので、そういったことに対応するような考え方も必要なのかなというふうに思っています。

○議長（大河原昭洋） 谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） まさしく今までのようなことがいましばらくの間はしにくいのだろうと、私はここがその間をこそ逆に熟慮の期間であるというふうに、また、最も効率的な配置にするための期間としてしっかりと検証していただきたい。あるいは、それに対して検証だけではなしにこういうデザインをもってこの町を切り盛りしたいという思いを、町長の思いを今度は逆に見せていただきたいというふうに思うわけです。

今の状況は、決して即この旧社協バスのようなバスを必要とする存在というのは、ニーズというものは低いわけですけども、この低い間こそがこの問題を次に

つなげるときにぱっとすぐ対応できる、やったなどと言える、何かの公共交通機関の利用も含めてですよ。私はそれに全てこだわっておるわけじゃありません。やはり町が何らかの移動手段についてきちっとした政策と実行力を持っているか、いないかこそが町の活性化に大きな影響を与えるという認識でございますので、その部分につきましてはしっかりとご配慮いただいた中でこの問題に限らず、公共交通機関との兼ね合わせがありますけれども、この問題を頭の隅にはしっかりと置いていただいた中で、繰り返しますが旧社協のバスのスタイル、運行の状況というものに対しては全くこだわりは持っておりません。年間600万円ほどの町の補助をずっと継続できつつあるということについては、なかなか難しい部分は重々理解しておりますので、そのところは理解していただいた中でその選択肢として、また町の新しい移動スタイルというものを確立をしていただきたい。その中で旧社協のバスというものを、一つの今日の質問のテーマに挙げさせていただいたというふうにご理解をいただきたいと思います。いま一度その辺のところを。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 社協のバスにこだわらないということですので、新たな交通体系ということも踏まえて、また特に先ほど何回も繰り返になりますけれども、この1年間がなかなか参考になりづらいということもあります。ですので、それらのことも含めて新年度に対しての在り方というものを、再度検討していきたいというように思います。

○議長（大河原昭洋） 谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 先ほども申しましたとおり、この停滞しておる時期を熟慮の期間として最大限皆さんで練っていただいた中で、また議員とも議論した中で最大の効果を発揮できる体系をつくっていききたいというふうに私自身も思っておりますので、ぜひともその辺のところには傾ける場所がありましたら耳を傾けていただきたいというふうに思っております。

終わります。

○議長（大河原昭洋） 以上で、谷口雅人議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、議場の時計で9時45分とさせていただきます。

休 憩 午前 9時37分

再 開 午前 9時45分

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、河村仁志議員の質問を許します。

5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志） おはようございます。議長の許可を得ましたので通告に従って質問を行います。

まず最初に今週の7日から二十四節気の大寒に入りました。インフルエンザの時期に入り、またコロナウイルスの終息気配が見えない中、高齢者、障害者の方の基礎疾患などの重篤化が増える中で、今回は高齢者と障害者の方々の障害の部分について、第6期障害福祉計画についての関連を質問します。

7月議会での所信提案理由の中で、「住んでよかった智頭町」「皆さんの暮らしと行政の取組が密接に関わり、それぞれの理解と共感を得ることで幸せな暮らしを実現できると信じている」と金児町長がお話をなさいました。前定例会2回での質問で重点施策の取組を確認しました。今回は作成中の第6期智頭町障害福祉計画及び第2期智頭町障害児福祉計画作成について、町長はどのような策定方針、方向性、独自性を示されるかをお聞きします。

さて、平成27年3月、国の障害者基本法に基づき、智頭町障害者計画、期間平成27年から平成35年の9年間で策定され、「共に生きる地域の構築」を基本理念として障害のあるなしにかかわらず、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせる地域社会の実現に取り組んでいく。これを基に第4期智頭町障害福祉計画は策定され、平成30年3月より現行の第5期智頭町障害福祉計画が策定され、これに基づき福祉障害者支援施策が現在行われています。第6次総合計画には、第2節で安全安心で住みよいまちづくりの中で地域福祉の記載があり、誰もが安心できる福祉体制の整備・相談支援体制を充実し、高齢化福祉を推進、地域で安心して暮らせるように障害者の自立支援と第6次総合計画では記載してありました。第7次総合計画では、具体的にこの障害者の福祉の部分が記載されていなかったと思います。

第5期の障害福祉計画で、関連機関サービス事業所の理解と協力が不可欠であるため十分に連携を図り、点検、評価は各年度におけるそれぞれの事業実績を踏まえ、計画の実施、状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策を見直し、障害福祉サービス利用者や障害者団体との意見交換などを踏まえ、施

策・事業の有効性について検証を行い、効果的かつ適切な施策を実施しますと記載されていますが、これを基に第5期の実施状況の評価と、第6期の計画の推進体制の構築は今後どのような取組をされるのか、金兒町長にお聞きします。

以下は、質問席にて行います。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 河村議員の質問にお答えします。

第5期智頭町障害福祉計画及び第2期智頭町障害児福祉計画の評価と、それから第6期の推進体制等についてのお尋ねであります。まず本年7月に関係する障害福祉サービス事業所の意見交換会を実施しまして、サービス現場での現状を確認いたしました。次に、11月に第6期智頭町障害福祉計画・第2期智頭町障害児福祉計画策定委員会を開催しまして、その中で第5期の目標値と現在の実績について確認を行いまして、委員の皆さんから意見を頂いたところでございます。その意見を基にしまして、現在第5期の評価をまとめるとともに、第6期の素案を作成中で、「共に生きる地域共生社会」というものを目指して、今後來年1月を目途にパブリックコメントを実施し、その後第2回策定委員会において審議いただくという予定にしております。

また、推進体制につきましては、障害福祉サービス事業所の意見交換会を行いまして、ほのぼのの三位一体の連携はもとより、町内関係機関との連携も強化していきたいというふうに思います。

○議長（大河原昭洋） 河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 先ほどの答弁で1月を目途に作成されていくということと、パブリックコメント等々も行われるということとございました。私が第5期の部分のデータとちょっと調べさせてもらいまして、第5期計画での障害者の手帳を持っておられる方の所持者の方は、平成29年で智頭町の人口7,360人の8.4%で617人いらっしゃいます。この中で63.7%の方が65歳以上と記載されています。

現在の割合を前回のパーセンテージで換算すると、令和2年12月で人口が約6,700人ですので、ざっと8.4%とすると560の方が何らかの障害を持っておられるということになろうかと思えます。さらにこの中で高齢者の方の率が63.7%ですので、360人程度の方が高齢者と推察できます。

高齢障害者のご両親などの今後計画にも反映していただきたいのですが、後期

高齢化、要するに8050問題というのがございますが、本人の障害による服薬の影響による死亡や年を増すごとの障害の重度化、全国的にもこの現象が見られます。障害者総合支援法、これは平成23年に改定されましたけども、に基づく給付費の増大もかなりの増加傾向にありまして、余談ではありますが今大体国庫負担金が2.5兆円、介護保険の約半分よりもう少し上ぐらいに増えつつあります。平成18年に障害者自立支援法が施行されて現在14年余りになります。先ほども申しましたがやはり国庫負担金がどんどん伸びてきている。先ほどの高齢化の話になりますが、これでいきますと障害者支援区分認定者の平成29年で50歳以上の方が39名いらっしゃいます。この方々への介護支援も今後は計画の中に反映していかなければならないと考えます。

町内には3事業所の就労継続支援B型がありますが、現在は智頭町社会福祉協議会が行っている生活介護事業の利用量も増えることが今後は考えられます。また、独り暮らしになり、自宅での生活が困難となれば、共同生活援助の利用者も恐らく増えてきて、地域資源としてグループホームも新規に必要な状態になると思います。事業所も当然組織的には多機能事業体も必要となってくると考えられます。そうすると、現在の福祉サービス事業所の職員の担い手、もちろん現在も問題化が顕著ですけども、看護、介護にも共通して言えることです。職員が高齢化してくる問題もある中で、本来は事業所の自助努力の部分ではありますが、支援体制がままならない事態も今後起こり得ると考えられます。

また、要支援者の高齢化による事業所への受託作業の効率も低下していき、必然的に工賃が減額などになる。そうすれば他の弊害も発生してきて、最終的には事業所を利用している方でも生活保護に陥る可能性も考えなければならぬと思います。65歳以上でも就労系のサービスは本人が希望すれば継続利用できますが、いつ本人の体調や家族の問題で介護保険サービスに切り替わる可能性があるかも分かりません。

現在、国のほうの厚労省の報酬改正審議会、日本財団ともいろいろ連携されているようですけども、今後はQOL、クオリティー・オブ・ライフ、生活の質の向上、どれだけの幸せな人間らしい生活が送れるかということが、今度は基本計画のほうに盛り込まれてくるように聞いております。そこで、障害者の方の先ほどお話ししましたが重度化が今後の課題の1つと考えられます。受入態勢や関係機関との連携について、今後どのような支援体制で臨まれるのか、金兒町長にお

聞きします。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 議員のご指摘のとおり高齢化社会というのが進んでおります。そのことに比例しまして、障害者においても高齢化、それから重度化、こういったものが進んでいるんだと思います。この問題につきましては、障害担当はもちろんですけども、先ほど言われましたように介護保険の担当、それから地域包括支援センター等が連携して、障害の特性等を理解した上で必要な対策、それから対応を取っていくということしかないと思っています。

今後も高齢者、障害者といった枠を超えてケースカンファレンスを定期的に行うなど、本人の意向に添いまして、障害特性に合わせた支援を行っていくとともに、それから病院、社会福祉協議会と協力しながら、ほのぼのでの三位一体といったこの強みというものを生かしながら、関係機関とも連携して進んでいきたいというふうに考えております。

○議長（大河原昭洋） 河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 先ほどの答弁で地域包括支援センター等々との連携も大切だということをお話いただきました。まさにそのとおりだと思っています。地域包括支援センターを軸とする関係機関との相談支援体制の充実や、就労支援の推進は当然ではありますが、関係機関とのネットワーク体制ももちろんさらに強化していただきたいと思っています。

第5期智頭町障害福祉計画の35ページ、ここにコピーしたのがありますけども、地域における自立支援ネットワークのイメージという図が記載されています。私も関連事業の経営者の1人なんですけども、これをつらつら照らし合わせて見させてもらう限り、現在の体制は少なくともイメージとはちょっと合っていない部分があって、もう少し手薄かなというふうに感じています。訓練給付費の第5期見込み量確保のための方策として6項目挙げてあります。

この抜粋したものが27ページになりますけども、5期計画の。ちょっと読んでみましょか、時間がありますので。相談支援事業所、町報やホームページ等を通じて利用者のサービスの周知を図ります。就労移行支援、就労継続支援A型への移行を積極的に支援し見込み量の確保を図ります。障害者優先調達促進法に基づき福祉施設で就労する障害者の雇用の促進と収入の安定を図るため、福祉施設から優先的な物品、役務の調達に取り組みます。事業所と情報交換しながら必

要な人がサービスを受けられるように努めていきます。職場の開拓、職場での定着支援、地域の方々への障害や障害児のある人に対する理解の啓発、ハローワーク、障害者就業センター、障害者就業・生活支援センターしらはまなどとの連携、地元企業への受入れに対する啓発、事業所間の情報交換の場といった課題について福祉・労働・教育・建設分野との連携を視野に入れ、就労支援体制を検討します。新規事業である就労定着支援については就労移行支援、就労継続支援等を利用する方々のニーズや事業者の動向を把握しながらサービス体制を確保します。

以下、そういう言葉で6つ挙げてありますが、少し実態が伴っていないところがあるのかなというふうに感じられます。周知を図る、確保を図る、事業所との情報交換をしながら必要な人がサービスを受けられるように努めてまいります。就労移行支援、就労継続支援等を利用する方々のニーズや事業所の動向を把握しながらサービス提供を確保しますなど書いてありますが、各方策で連携体制の記述が見とれません。

先に述べられた障害者の方の高齢者・重度化の課題、今後さらに求められる多様な福祉サービス支援事業を行わなければならないと感じます。支援職員の後継問題も申し上げました。そこで、計画相談支援をはじめとして保健・医療・福祉関係など、智頭町の現状を勘案してまち地域独自の支援体制を築き、障害福祉サービスでの誰一人取り残さないための持続可能なシステムの方策を行うべきだと考えています。ちょっと肝腎なところをかみました。町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 現在も福祉課内での連携、それからほのぼの内での連携、関係機関との連携を図り、誰一人取り残さない、利用者本人に寄り添った支援を目指して日々業務を行っているところであります。しかし、利用者の増加、それからニーズの多様化の中で町内のみで完結する内容ばかりではなく、東部圏域の中でより多くのサービス、施設等の選択を可能とすることや、より専門的で総合的な相談支援業務等ができる基幹相談支援センターの設立の必要性も感じているところであります。

この基幹相談支援センターは、広域的な機関として設立することが効果的であり、鳥取県東部全体での設立というものを4町の自立支援協議会の中でも目指してきましたが、鳥取市との調整がなかなかうまくいっていないという状況の中で、

東部全体1つでの設置が困難ということになって、当面は4町での設置に向けて協議を進めているところであります。今後も協議を重ねるとともに障害福祉サービス事業所意見交換会等を行いまして、この町内関係者との、機関との連携をこれ以上に強化していきたいというふうに考えております。

誰一人取り残さないということも当然あるんですけども、特に精神障害とかにつきましては、後年度で発症するというようなパターンが結構あります。ですので、これをなかなか予測とか予防というのは難しい部分があるのではないかなというふうに思いますので、この辺のところは十分理解していただいているとは思いますが。

○議長（大河原昭洋） 河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 先ほど町長の答弁にありました。本当に実際精神疾患といわれますか、発達障害の方が後発で増えてきているということも本当に事実だと認識しております。平成18年です、障害者自立支援措置法から障害者自立支援法になりまして、第1期終わって5年後に平成23年からですか、障害者総合支援法に変わりました。

その時点で福祉サービス事業を利用するに当たり、サービス受給者証の発給がなされなければならなくなっただけですけども、1市4町でその当時大体2,600人いらしたと思います。鳥取市に2,100人、その他で大体500人弱。それにサービスの受給が必要な児、お子様のほうが大体250人ぐらいいらっしゃいました。その当時は相談支援専門員が13から15名程度で、一斉にその二千何百人のためのサービスを利用するための計画をつくるという作業が行われまして、その時点では基幹センターはまだそのときなかったんですけども、主に鳥取市社協のほうを中心となって、自立支援協議会でサービスをするための計画をつくるということになりました。

その時点で皆さんが、まだできていなかったのが計画が、情報共有というものがいっぱいできていたり、調整がかかっていたり、各相談支援事業所にこういう案件がある、こういう案件があるという話があって、皆さんが情報を共有していたんですけどもひと段落しました、約3年ぐらい前ですか。そうすると、今度は新規利用される方がだんだん少なくなってきて、鳥取県で就労継続のB型の事業所が142から145事業所があります。東部のほうに今そのB型の事業所、重複もありますが75事業所あります。その75ある事業所に大小いろいろありま

すけども、智頭町は3つ、その就労継続のB型ができています。

何が言いたいかというと、今、飽和状態になっていまして、その利用される方が引き抜きがあつたり、いろんな状況があつて、全員が共有しなくても窓口に行つて、じゃあここの計画相談に行ってくださいねというようなことで大体されて、情報共有する機会というのが現実的に少なくなっているんです。その中で、このたび智頭町のほうに就労継続のB型が新規にできたという話なんですけども、それに伴つての事業所の紹介とか告知というものが全然されてたとは思いますが、事前に聞かされていない関連機関もあつたということも事実です。

なので、何が言いたいかというと、今度この5期が終わられて6期のときには本当に連携強化とか、皆さんとの情報共有ということが大切であると認識します。僕が言いたいのは何が言いたいかというと、その若い時代はいいんです、ときは。今もだんだん顕著化しているんですけども、本当にお父さん、お母さんが高齢化していつて、障害者の方が僕ぐらいの年代、僕の年を言う必要はないんですけども、来年で60になりますけど。そうなってくるとだんだん介護保険になるのか、障害者総合支援法の訓練等給付だけでいいのかということになってくるんです。そうすると、介護保険を使おうと思うと1年前ぐらいにもう申請手続をしていつて、サービスの利用を変更するというようなこともやっていかなきゃならなくなつてきます。

そうすると、やはり福祉事務所だけが情報を持っていて、そこだけでやりくりするのも人件費の部分で所管でも言いましたが、時間外手当が増えたりとか、仕事の負担が増えたりとかするので、そういった部分も合わせていけば、やはり連携を密に取つていつて、負担が少ないようにサービスの漏れがないように、その人が本当に生活なのか、住むところなのか、そういったことも共有できたりして、市内でも問題化されていますけども、貧困ビジネスみたいなことにもなっている部分があるんです。結局利用者の情報を一元的に握りこんで、本当は一般就労したい人が一般就労できなくて事業所の中で困り込まれていて、その人たちが一般就労とか事業所からいなくなると事業所の運営ができなくなるので、大変になっていく。なので、一般就労という問題も県の雇用促進会議の中でも課題になっていますが、事業所から一般就労、福祉的就労は進まない。

要するに何が言いたいかというと、情報がそこで止まつていて事業所の中とか、相談を持っている人とかから広がりが無いということがあるので、そういったこ

とも踏まえて、やはり第6期のほうではつつら書くだけではなくて本当に町長がトップダウンとして、情報共有とかサービスが漏れなく使っていただけるようなことを考えていっていただきたいなというふうに思うのですが、そこら辺ちょっと通告とは関連する質問になりますけどお願いします。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 言われるとおりで、やはりそういった関係機関との中での情報共有というものが一番大切であると同時に、利用される方のサービスを選択できるようなシステムをきちんとできないと、このサービスはあなたはこれだよという押しつけじゃなくて、いろいろある中であなたはどれを選ばれますかというようなことが、きちんとできるような組織づくりというものをやっていきたいというふうに思っています。

○議長（大河原昭洋） 河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 昨日ですか、一般会計の補正の部分で障害部分の給付費が四百幾らか増えていました。本来ですとここも生活困窮自立支援のほうとかで事前に食い止められるのか、どうなのか、というようなことも考えていかなければならないのかなと。必然的に障害を持っておられる方が、福祉サービス事業を利用されたら訓練給付費と介護給付費もですが、増えるのは当たり前なんですけども、その前の先ほど言ったように連携してもらったりとか、いろんな状況の中で本来障害者総合支援法、訓練給付とか介護給付とか、生活困窮に至るまでに何らかの手は打っているというようなことも、情報共有をやっていけばやれると思いますので、その辺のこともやはり関連してもらえたらと思うんですが、いかがお考えですか。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 今、私が言いました情報共有というものはそういったこともみな含めてのやり方でないと、自分たちだけがやっているつもりでは利用者の方に反映できていないというふうに思います。ですので、やはり利用者を第一義に考えるということではいかざるを得ないのかなと思っています。結果的に措置費なり給付費なりが増えるか、減るかというのは、それは二次的なことであって第一次はきちんとした利用者、住民の方々にきちんとしたそういった制度をそれと納得してもらえらる措置ができるかどうか、これが第一義だというふうに思っていますので、それになるべく体制づくりはきちんとやっていきたいと思っています。

○議長（大河原昭洋） 河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 体制のほうもよろしくお話ししたいと思います。原稿の中でもお話しさせてもらいましたが、やはりこれからは就労系というよりも生活介護のほうとか、高齢化していけば重度化していきます。そうすれば就労継続とかではなくて、やはり生活介護の部分になると通常の就労の配置とはまた基準が変わってきますので、なかなか民間組織がやるというのは重たいのかなと。今、智頭町社会福祉協議会さんがやっておられるようですけども、そういったことの充実も今後は図っていただけたらと思います。今まではアドリブでした。原稿を読みます。

第5期計画の30ページの方策の部分で関連します、相談支援事業所及び相談支援専門員の充実や機能向上に努め、障害者及び家族などが地域で専門的な相談支援を受けることができる体制整備の充実を図ると記載されておりました。ずっと先ほどアドリブで説明させてもらったようなことです。関連機関での聞き取りでは情報共有できていないというようなことを、関係機関のほうで十分な情報共有ができていないという部分もあるというふうにお聞きしました。ぜひ今後は十分な連携とか、しつこいようですけど情報共有ができる体制などが整備できるように先ほどもお願いしましたが、町長のほうからトップダウンで所管のほうに指示していただけたらと思います。

先輩の中野議員が後からSDGsを言われるので、ここでSDGsを言われるとどきっとされると思いますけどさわりだけですので。SDGsは持続可能な開発目標17あります。この中で本日私が質問させてもらった中で3つ関連していると思います。1つ目が貧困をなくそう。もう一つが3番目の項目、全ての人に健康と福祉を。11番目のやつですけども、住み続けられるまちづくりを。この3つが目標がSDGsに関連すると思われまます。

本町智頭町もSDGs持続可能なまちづくりを推進されているわけですから、自助・共助は当然ですが、公助でなければ難しい事案も先ほどお話しさせてもらった中にあると思います。第5期計画で先ほども言いました、書くだけではなくて実現されていない方策が多々あるように思われました。計画に基づいた振り返りや、1月のパブリックコメント等々や作成に向けて振り返りや関係機関との連携、情報共有などが年数回、もしくは事案の都度連携会がもたれるようなことができればいいのかなというふうに考えております。

ぜひ第6期計画にはこのようなことが反映されますように期待して、私の質問は終わりたいと思いますが、もう少し時間があるようですので町長どうお考えかお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 先ほどからずっと言ってまいりました。あえて違う答弁をしたくはありませんが、これまで関係機関との連携というものが議員の目から見れば希薄だったというような思いがあるんだろうと思います。ですので外部の方からも、それから内部の人間からもそういうことがないよと、きちんとして言えるような体制をやはりつくっていきたいというふうに思っています。

○議長（大河原昭洋） 河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 期待しておきます。私も微力ながら自分ができることは一生懸命関連する事業でやっていこうかと思っていますので、金兒町長は男らしい方ですのできつと遂行していただけるとと思いますので、期待して私の質問は少し早いですが終わりたいと思います。

○議長（大河原昭洋） 以上で、河村仁志議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、議場の時計で10時30分とさせていただきます。

休 憩 午前10時17分

再 開 午前10時30分

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岸本眞一郎議員の質問を許します。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 傍聴者の皆さん、ご来場ありがとうございます。

私は町長に行政の情報公開について質問します。私の前に質問した同僚議員の中からも、やはり情報の共有、認識の共有という言葉がたくさん出たように思います。今後の智頭町においては人口減少、高齢化の促進と財政力の低下が同時並行で進むことが予想されます。また、一方では町民の行政ニーズは多様化し、それらを全て満足させることには無理があります。ある程度優先順位をつける必要が出てくると思われれます。

こうした町の課題を解決するためには、行政だけでなく町民も巻き込んでいく必要があるのではないのでしょうか。特に今、重点施策として取り上げている防災、

公共交通などの施策では、ドアツードアの実現のための運転手の確保、避難場所の分散化等での地元の人たちによる避難所運営、飲食の提供など、共助の力が必要です。こうした共助の力を引き出すには、町民と行政間の情報・認識の共有が欠かせません。

智頭町の情報公開条例の第1条には、町政の町民参加の促進と町政に対する知る権利を尊重するとともに、町の諸活動を町民に説明する責任を全うし、町民の町政に関する理解と信頼を深め、活力に満ちた公正で開かれた町政を推進するとしています。また、20条では情報提供の促進では行政文書の開示のほか、町民が必要とする情報の把握と収集を行い、町政に関する情報を町民が迅速かつ容易に得られるよう情報提供の推進に努めるとしていますが、町長は現状の情報公開の在り方についてどのような認識をお持ちでしょうか、お尋ねをします。

以下は、質問席にて行います。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 岸本議員の情報公開の在り方についての認識はということであります。

情報公開を推進することは、町政への町民参加の促進と町政に対する町民の知る権利を尊重するとともに、町の様々な情報及び活動を町民に説明する責任を全うすると。それから、町民の町政に関する理解と信頼を深めることとなり、公正で開かれた町政を実現することになることと考えております。町民と行政の情報共有、それから認識共有が不可欠だのご意見には賛同するものですし、そのためにも積極的に情報公開を推進し、将来にわたる財政の見通し、人口の推移など町民の皆様が特に関心を持たれるであろう内容につきましては、あらゆる機会、手段をもって提供していきたいというふうに考えております。

町の財政が厳しい中、今後ますます自助・共助を町民の皆様をお願いすることも増えるとは思いますが、町の課題・問題をより分かりやすい方法でお知らせするように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大河原昭洋） 岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 今の町長の答弁の中に、やはりこれからの行政課題を解決するには町民との情報共有、認識の共有が必要だという、その部分では多分一致するのではないかなという気がしていますが、果たして本当に町民の知る権利や町政の参加を促す、積極的に促すような今、情報提供の現状にあるのか。そこ

について私は若干疑問に思うところがあるのですが、もう一度そこら辺については、現状についての認識を町長のお考えをお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 今、議員の言われる若干違うところがありゃせんかという
ような思いですけども、今、答えたとおり基本的な考え方としては住民の皆様と
の情報共有を行えていると。ただ、その尺度がそれぞれ皆様方との思いが違うと
いうことがあるかも分かりませんが、町としては最低限のことはできている
のではないかというふうに思っています。

○議長（大河原昭洋） 岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 今、最低限のことと言われましたが、例えば議会でやは
り議論しているというか問題になっているのは、今、町民の中で大きな話題にな
っています報酬のアップということについても、情報提供が足りなかったとか、
説明責任が十分できていないという1つの議論が起きて、議会としてもそういう
認識の下に立っているのですが。

そして、行政のほうに議会にあまり、委員会やそういうところで知った情報は
あまり出してほしくない。決まったことは説明してもいいけど、決まるまでは
あまり説明してほしくないというような、これは別に規則でも何でも決まってい
ませんが、そういう形の状況が今続いていて、やはり議会として町民との情報共
有や認識の共有があまりうまくできていない状況なんです。これは町長の一つの
決断によって十分本当に町のいろんな情報、データ等が住民に伝わって行ってほ
しいという思いがあるなら、もうちょっとそこら辺の改善の余地があるのではない
かなという気がするんですが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 今、議員が言われたことが具体的に何なのかちょっと分か
りかねますけども、各委員会で報告することが曖昧だとかまだ言われますけども、
決定事項じゃない、ただそれを言うことによってそのまだ決定事項でないことが
町の中で一人歩きして違った、曲がった方向に受けとられる可能性があること
については、それは言うべきでないというふうに思っています。

ですので、中途半端な情報を提供して、町民の方に迷惑がかかるような情報は
出すべきでないと。ですので、それを議員の方々にお任せして、それを住民の方
に情報を提供するということはあってはならんことだというふうに思っています。

○議長（大河原昭洋） 岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 先に初めに冒頭に述べたように、町民にいろんな情報共有、情報提供するのは町政への参加を促す。そして、町民の知る権利を尊重する。そのためには説明責任を全うするという具合に第1条では書いているんです。やはりそういうことから考えると、議員としては町長からいろんな提案を受けたことを、今町長がこんな具合に提案しているんだけどどう思いますかというようなやり取りをする中で、議員としては町民のいろんな思いをくみ上げて、政策決定につなげていくというようなことが必要だと思うんです。

先ほど町長が中途半端な情報だと言われていますが、例えば、これは次の質問項目になるんですが、県議会なんかは当然議会で議決されていない予算、事業もどんどん担当課は説明をしています。特に予算編成の過程でも見える化がされていて、アクセスすれば誰でも見えるような状況。要は決まったことを教える、流すというよりも決まるまでの過程が大変重要だと。そこに町民が参画する、町民が意見が言えるような状況をつくるのが、この情報共有、認識の共有につながると思うんです。決まったことだけをこう決まりましたからしましょうねだけでは、やはり認識の共有にはつながらないのではないかなという具合に思っていますので、今の町の町民に対する情報提供の在り方というのは、少しいびつな部分があると私は感じていますが、再度もう一度その辺についてお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 先ほど県とのということでありまして、確かに県のホームページを見ているとリアルタイムに近いものが出ている部分もあります。でもそれが全てかどうかは私たちの知る範疇にはないので、どこまでがというのはありますけども。町の政策を出すときに何でもかんでも決まってから出すということではなくて、先ほどの河村議員のところでもお答えしましたが、パブリックコメントをして皆さんの意見をお聞かせ願いたいということも結構やっているわけです。

ですので、全て決まってから出すということではなくて、必要なことはそうやって皆さん方の意見を聞くということもしているわけですので、ゼロか100かという話ではなくて、そういった部分もあるけどそういった部分じゃない部分もありますよということで理解していただけないと、何でも町はこうだ、県はこうだということではないかというふうに思います。

○議長（大河原昭洋） 岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 町の情報公開条例と県の情報公開条例をちょっと比較していろいろ見ているんですが、当然町の20条の情報提供の推進という部分と県もほぼ同じようなことが書いてありますが、それよりまだもう一步踏み込んで計画等の積極的な公開、実施期間は重要な計画・事業について進行状況、その他の情報の公開を積極的に行い、県民の理解と努力を深めるよう努めるものとする。こういう姿勢が議会の議決を得ていない前でもどんどん情報を出して、県民の意見を吸い上げてよりよい政策につなげていくような、私は県はそういう姿勢ではないかなという具合に受け止めています、この第1条に書かれている目的、まだまだそこに至っていない、智頭町ではまだまだそこに至っていないと私は感じているところです。

この前、30日の全協の中で令和3年度当初予算編成に向けた方向性というのが資料が出ました。大変これは本当に議会だけではなく、町民ももっとうまい町の考え方をしっかり認識をして、町が来年どのような考え方の下に予算や事業を組み立てていくのかということが、本当によく分かるような資料だと私は思っているんです。もっとうまい情報を積極的に公開することで、この中には本当に金児町長にとっては初めての当初予算編成ということで、金児カラーが出た予算編成の中身になっているんじゃないかなという感じを、私は受け止めています。

こういったものを積極的に出すことによって情報共有、そしてそのことによって町民にとっては町の現状をしっかりと把握をして、やはり自助・共助・公助の中の公助に頼るばかりでなく、自分たちでできること、自助や共助というものがどういふものがあるかということを考えていく大きなきっかけになると思うんですが、そういった面でどうでしょうか。もっと積極的にこういう情報を出してもいいのではないかなという具合に思うんですが、ここについてはどうお考えでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 金児町長。

○町長（金児英夫） 言われるような情報についてはやり方はどうか、いろいろ考え方はあるんだと思いますけども、情報提供することについてはやぶさかではないという思いは持っています。やり方、先ほど言われました県との差があるよという言い方がありましたけども、県と一緒にやり方ということではなく、それか

ら県に近づけていくということではなく、智頭町は智頭町の情報提供の在り方というものを模索していったらというふうには考えます。

○議長（大河原昭洋） 岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 町長が考えている智頭町としての情報提供の在り方、やはり外していけないのはやはり町政の主権者というのは町民だと。よく前町長が三輪車に例えて、町民が前で役場と議会が後輪で町民を先頭にして押し進めていくんだ。まさに町民が主人公。やはり主人公である町民が町政についてあまり情報がよく分からない、そして決まってからこう決まりましたというような状況で果たして主人公といえるのかな。自分たちの思いがどう反映されるのかなというところについて、なかなか信頼が持てないんじゃないでしょうか。

やはり、この情報公開の目的は町民の町政に関する理解と信頼を深めることを目的にしていますので、もうちょっとそういう理解と信頼を深める手だてというのは、もっともっと改善していく必要があると思うので、町長が考えている智頭町としての情報公開の在り方、考え方がまだ具体的に分かりませんので、もし、町長としてはこういう智頭町としてはこういう具合にやっていくという方向性なり、具体的なものがもしお持ちならちょっと聞かせていただけませんか。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 具体的なと言われましたが、実際、具体的な情報公開の在り方というのは言葉では難しいのかもしれませんが。ただ、実際今言われているような情報公開の状況があまりよくないというような言われ方でしたけども、骨幹をなすような計画につきましては、それぞれそのたびごとに皆様方の意見をお聞きするという格好を取ってきましたし、これからも取っていきたいというふうに思います。

ただ、瑣末といえれば言い方が悪いですけども、小さなことについては一々そんなことはなしに内部で事務で行えることかと思っておりますので、町の方向性を示す計画、いろんな部分での計画、そういったものにつきましてはそれぞれパブリックコメントを求めてきましたし、これからもそういったことで皆さん方の意見を聞き、町の基本的な考え方はこうだ、皆さん方の意見はどうでしょうかということはいまでもしてきましたし、これからもしていきたいと。基本はそこだと思います。1から10まで皆さんの意見を聞くということはまず不可能ですので、大きなものに、町の行政を左右するようなことにつきましては、必ずそういった形

態を取っていくというのが行政だというふうに理解していただけたらと思います。

○議長（大河原昭洋） 岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 議会のほうでは会議の公開の原則という立場に立って、秘密会以外は傍聴ができるという規則になっているんです。それは町長もご存じだと思うんですが。そういう観点に立って、先月議会の見える化を図るためにいついつ委員会がありますよということを告知端末を通じて放送をしながら、委員会等にも傍聴に来ていただきたい、そういう思いでやっていこうかという話が出ました。

でも、今の議会の状況の中では委員会室というものが今使えませんし、全協室を使って会議を開いているんですが、やはり席が、傍聴がしたくても傍聴席がほぼないというような現状の中で、その一つの打開策としてこの本会議場を使って常任委員会をしたらどうだろうかという発案が出たんです。議会としてはじゃあそういう方向でやろうかということになったんですが、今度は執行部のほうの意見も聞かなきゃいけないということになって、その話をおろしたときにちょっと残念ながら「傍聴人がおると詳しい話ができないから、この本会議場での委員会開催は難しい」というようなお話が出たんです。

本来議会としては、会議の公開ということで傍聴があるということが前提で行われているので、それを執行部のほうが傍聴人がおると詳しい話ができないという、その考え方というのがちょっと理解できなかったんですが、そこら辺はどういうお考えの下でそういう返事になったのでしょうか。よければちょっとお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 岸本議員、それは正式な執行部からの回答ではないということで、認識の下で質問ということでよろしいですか。委員会を本会議場で開催するということに対して執行部のほうに話をさせていただいて、その正式な執行部からの回答ではないということで私も認識はしているんですけど、そういう中でのやり取りの中での回答を執行部に求めるということでよろしいですか。

岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 正式な回答でないかどうかは私は分かりませんが、議長がそのように説明をされましたので、全協の中で。執行部がそういう傍聴人がおると詳しい話ができにくいので、本会議場での委員会開催は難しいのではないかと、そういうお話。それが執行部の正式な回答かどうかは、これは確認は私では

きていませんが、議長としては意向としてそういうお話があったので私はそういう認識なんです。だからその認識に基づいて、本来傍聴人があって当たり前の議会のこの本会議も含めて、委員会等で執行部が詳しい話がしにくい、やりにくいという理由について、もし現実であればお聞かせ願いたいということで、今、この質問をしているところなんです。もし、そういうことが全然ないということであれば、この場でそれを言ってもらえばよろしいですし。

○議長（大河原昭洋）　私が執行部のほうから報告を受けているのは、委員会の審議の中での正式な資料等々がまだ出せないこともあり得るというようなことで、私は聞いて皆さん方にはお話をさせていただいたつもりではありますけども。

岸本議員。

○9番（岸本眞一郎）　だからそういうことも含めて聞いているから、誰がそれは発言したかは分かりませんが、やはりちょっと執行部のほうからそういう意向があったというのは事実のようなので、そこら辺の理由について伺いたいなど。やはり傍聴人がおると詳しい話ができない、資料が出しにくいということの意味合いがやはり分かりにくい。今言う第1条と本当に整合性があるのかなという具合に思っています。これは、私だけが聞いた話じゃない、多分ほかの議員さんも聞いていますので。今言う本会議場での常任委員会の開催というのが諦めている状況だということも事実だと思いますので。どうでしょうか、そこら辺の委員会で傍聴人がおっても、それは執行部としてはふだんと変わりなく同じように資料を出したり説明もしたりできるかどうか。じゃあ、できるかどうかということについてちょっと確認したいと思いますが、そこについてお聞かせください。

○議長（大河原昭洋）　金兒町長。

○町長（金兒英夫）　今、岸本議員が言われたことは私は承知しておりません。ただ、資料を出せるか出せないかという言い方で質問されるなら出せますけども、何でもかんでも出せという話にはならないかと思えます。ですので、出せないものは情報公開できないという、そういう短絡的なことでなくて、協議途中でこれはこの数字としては出すべきではないという判断をするものについては出さない、出せない、そういうことはあるんだろうと思います。何でもかんでも資料を出しなさいという、これまでも何でもかんでも出すということはしてきておりません。ですので、出せるものは出せますし、出せないものは出せない。これは、これからもこれまでも一緒です。

- 議長（大河原昭洋） 岸本眞一郎議員。
- 9番（岸本眞一郎） まず、会議の前提が傍聴があるということが議会としては前提だと。その中で当然執行部もその前提を理解していると。そういう中で委員会等で、議員と執行部とのやり取りもちょうど傍聴には聞かれますし、その資料の配付については議員に配る資料が全部傍聴にいくということ、そこまで私がやれということは言っていないですが、当然資料がなくても資料に基づいた質疑・討論・答弁があるということは傍聴人が十分途中経過でも聞きますので、町長としても傍聴人があるという前提の中での質問に対しての答弁ですね、そういうことは当然自覚をしていると思いますが、再度ちょっとそこら辺について確認したいと思います。
- 議長（大河原昭洋） 金兒町長。
- 町長（金兒英夫） それについては重々承知しておりますし、それなりの答弁もしていきたいというふうに思います。
- 議長（大河原昭洋） 岸本眞一郎議員。
- 9番（岸本眞一郎） 当然傍聴がおるということは、その傍聴で聞いた人が今議会でこんな話がやられているというのは、当然その人がしゃべることは止めることができないと思うんです、町長としては。当然、公の場で議論されたことが傍聴人が聞いて、今智頭町ではこんな事業が進んでいる、こんな計画が進んでいるということは当然そこで知られるということですので。途中の話が生煮えの状況で外に漏れるのは、それが一人歩きしたら困るという、それは一部は理解できますが、やはり傍聴人がおるという前提の中ではそういった話も当然情報公開のそれも一種ですので、そこからやはり町民には出ていく。それは前提として置いておくべきではないのかなという気がするんですが、そこについては私の考えと違うでしょうか。大体同じでしょうか。ちょっとそこら辺聞かせてください。
- 議長（大河原昭洋） 金兒町長。
- 町長（金兒英夫） 先ほども言いましたけども傍聴の方がおられる、おられるかおられないかは別としても、そこの中で問われたことについてはできる限りの答弁はしていくと。それは当然そこで答えたことは傍聴の方がおられるわけですから、それは目にし、耳にし、ということになればそれなりの外に流れることは当然あり得ることだと思います。ですので、そういう答弁の仕方になるかも分かりません。

○議長（大河原昭洋） 岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 大体これまでの質問の中で情報共有、認識の共有というのはこれからの地域の自助・共助という力を高めるためにも本当に必要だという認識が共有できたと思いますし、やはり町民の知る権利、町政への参加ということを考えれば、どんどん積極的に議論の途中でも出していくべきだという具合に私は考えております。そういった意味で、本当にこれから町としてこの情報公開というのをどのように強化していくとか、よりよい情報公開にしていくお考えなのか、そこら辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 本年度、町のホームページをリニューアルしておりますし、それから行政情報につきましても各課の所属においてそれぞれの責任で発信ということに注力しております。情報発信が遅れることのないように取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、イベント情報や旬な話題などを、町民の目線で情報発信をしていただくように、現在の魅力発信事業の取組を推進しているところであります。今後とも、町民の皆様への情報発信につきましてはホームページ、それから町報、告知端末などを効果的に利用しながら、必要な情報が的確に伝えられるよう情報発信の強化に努めてまいりたいというふうに思います。

なお、このたび11月29日に開館しました新しい図書館、ちえの森ちづ図書館の一般図書コーナーの中央に、住民の方のお薦めの本を紹介したり、様々な情報を提供するつながる本棚というものがあります。ここを活用して、町が実施している事業や取組など、それからそういったことをパネルや関連書籍、こういったものを展示するなど、分かりやすく紹介していきたいというふうに思っています。

○議長（大河原昭洋） 岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） これも先月30日に説明を受けた第4次智頭町行政改革プラン素案の中に、町民との情報共有という項目があるんです。その中に書いてあるのがホームページについては古い情報がそのままになっていたり、新しい情報が掲載されなかったり、対応が不十分で効果的な情報提供にはつながっていませんでしたと。

先ほど言われたように、新図書館を通じていろんなものをやっていくというこ

とも書かれていますし、もう一つはこれらの課題の見直しのポイントとしてホームページをスマートフォンなどの端末に対応させ、生きた情報を町民目線で掲載し、内容を検閲する仕組みづくりを目指す。ここのちょっと検閲というところに引っかかる部分があるんですが、住民が内容をチェックできるという具合に私は解釈しておりますが、仕組みづくりを目指しますとしています。

確かに新しい情報発信のツールとしてのスマートフォンやタブレット、パソコンというものがあるんですが、なかなかちょっと年をいかれた方が町のホームページにアクセスするというようなことも難しいという現状もありますので、やはり多様な情報発信の仕組みというものが必要だと思いますが、もう少しホームページ以外で出せるような仕組み、町報等もあるんですが、もう少しそこら辺に工夫がいるのではないかなという気がするんですが、もう一步踏み込んだ強化策というものはもうありませんか。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 議員もご存じだと思いますけども、告知端末が結構古くなっておりまして、これの更新というものを目指しております。ですので、その告知端末を新たにするときはそのデマンドバスの予約であるとか、そういったことも含め、それからその他の情報というものを取得できやすいような操作を目指しておりますので、その辺のところではこれまでとは違った情報というものを提供できるのではないかとこのように考えています。

○議長（大河原昭洋） 岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） では、次の質問に移らせていただきます。副町長人事について。町長が6月に就任して以来、約半年が過ぎようとしていますが、いまだ副町長の選任が行われていません。町長自身、長い間副町長を経験されて、その必要性については一番よく理解していると思われるのですが、副町長の選任についてどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 当然この職責というものは必要だというふうなことは認識しております。ただ、今鋭意人選をしているところでございますので、いましばらくお待ちいただきたいというふうに思います。

○議長（大河原昭洋） 岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） まだ町長に就任して本来なら副町長の必要性というのは

十分認識をされていたと思いますので、副町長人事、人選についていろいろ考えてきたと思うのですが、約半年過ぎましたので、ほぼできているんじゃないかと思うんですが、まだ公表の段階に至らない判断であればそれは仕方がないんですが、例えば副町長を内部登用しようと思ったときに、年度の途中で玉突き人事みたいなことで、各課の運営が停滞するようなことがあってはいけないというような配慮で区切りのいい年度末、3月にしようとしているのかなという具合に推測するのですが、そういったことも含めて町長、では3月には副町長人事についてはきちっと発表したいという具合にお考えでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 具体的にいつとまでは言いませんけども、近いうちにそういったことを皆様方をお願いすることになると思います。

○議長（大河原昭洋） 岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） では、以上をもって私の質問を終わります。

○議長（大河原昭洋） 以上で、岸本眞一郎議員の質問を終わります。

次に、國本誠一議員の質問を許しますが、本日國本誠一議員は欠席のため、会議規則第61条第5項の規定により通告は効力を失うものといたします。

なお、事前案内を行っております関係上、質問者の繰上げは行わず、午後は予定どおりの時間設定で一般質問を行いたいと考えております。

よって、これで暫時休憩とさせていただきます。

開会時間は、午後1時です。再開は議場の時計で午後1時とさせていただきますので、傍聴の皆様もご都合がつく方は午後からもよろしく願いをいたします。

休 憩 午前11時09分

再 開 午後 1時00分

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、波多恵理子議員の質問を許します。

2番、波多恵理子議員。

○2番（波多恵理子） 議長の許可を頂きましたので、通告に従って質問いたします。

まず最初に、今年6月の補欠選挙で議員にならせていただき、半年近くとなります。まだまだ勉強不足で未熟ではありますが、1人でも多くの住民の皆様の悩みや不安が解消できるよう、さらなる努力をしてまいりたいという覚悟でございます。改め

てどうぞよろしくお願ひいたします。

では、質問に入ります。7月の議会でも取り上げました移住定住に関連した空き家対策についてお尋ねします。人口減少や少子高齢化などを背景に増加する空き家、選挙活動を行いました際にもとても気になりました。本町には平成29年度の調査で空き家が429軒あり、そのうち76軒が危険度の高い空き家で、うち6軒は既に取壊済みとのことですが、残り70軒は危険度の高いまま放置されている状況です。

令和元年度より倒壊のおそれのある特定空き家に認定された場合、町から補助金を出す制度がつけられたとのことですが、まだ5軒のうち1軒しか取壊しが行われていません。持ち主に連絡が取りづらいことや、一部取壊代金が自己負担になるとの理由で同意が得られないというのが現状です。倒壊の危険や害虫被害、防犯上の問題への対策や空き家利活用の推進のため、さらに移住定住促進の一助として適切な管理や利活用のほか、早めの対応をすることが空き家問題の解消につながります。

本町でも観光協会内に空き家バンク、移住定住相談室を設け、移住定住支援制度をつくり取組を行っています。移住定住支援制度の中には智頭町空き家家財道具等整理補助金、古民家改修賃貸事業などがありますが、まだまだ町民の多くに周知ができていません。本年12月現在家を探していて相談に来られた方は20件以上あり、すぐに住める家は今も3軒しかありません。

町長も7月議会の答弁の中で移住の問合せはあるが、住居の確保が大きな問題であり、空き家バンクへの登録は222件あるがすぐに住める家がない、さらには住むに当たり大きな改修が必要になってくる、こういった問題が多々あるとお答えになっています。移住定住促進のため、ゆめが丘の整備もなされていますが、空き家対策も大切な政策の一つと思います。その後の空き家問題に関する町長のご所見を伺います。

以下は、質問席にて行います。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 早急に積極的な空き家対策についてというご質問であります。適切な管理が行われていない空き家等が様々な影響を与えることに対し、その対応策として空家等対策の推進に関する特別措置法、これが平成26年に公布されました。その中で、特定空き家等に対する措置としては、所有者等に対して

まず必要な措置を取るよう助言または指導を、改善されない場合は必要な措置について勧告を、勧告に従わない場合には命令を、命令を履行しない場合には行政代執行法の定めるところにより除却、修繕、立木竹の伐採など、周辺的生活環境の保全を図るための必要な措置を、それぞれ講ずることができると定められております。

町では、平成31年3月に智頭町空家等の適切な管理に関する条例、同施行規則、空家等解体撤去事業費補助金交付要綱を制定し、令和元年度から特定空き家の対策に取り組んでいるところであります。平成29年に空き家の調査を行った結果では、倒壊のおそれがあるCランクとされた76軒について、議員がおっしゃるとおり既に6軒が自主的に取壊しを行われておるということであります。しかしながら、所有者の不明な物件もありまして、直ちに取壊しへ誘導するのが困難なことから、取組としては通報のあった空き家について、所有者・相続人調査を経た後、専門家を含めた空き家判定委員会にかけ、特定空き家等の認定をした上で助言・指導を行っております。

現在5軒を特定空き家に認定しており、指導・助言を行っておりますけれども、補助金があっても、解体には多大な費用が必要なことから、このうち1軒しか取壊しには至っておりません。今後もまずは、関係者に補助金の内容をきちんと説明というものを行うとともに、法令・条例に基づき必要な措置を講ずるよう求めていきます。

空き家の利活用についてですが、議員もご存じのとおりと思いますが、本町では空き家バンク登録制度により、空き家バンク物件においては補助制度を設けて、利活用に向けてできる範囲で積極的に取り組んでいるところであります。しかしながら、現状としてすぐに活用できる空き家が少ないことも事実であります。また空き家バンクは、空き家所有者と賃貸借希望者や購入希望者のマッチングが目的であります。しかし実際の相談内容は、改修や売買、登記など多岐にわたり、専門知識がなければなかなか対応できないということも現実としてあります。

そのような中、今年度は町内事業者と連携し、空き家バンク物件において物件情報の提供の際に基準となる、住宅の現状や改修の必要な箇所の情報整理を進めており、希望者に対し適切なアドバイスができる体制の整備など、できることを積極的に進めておるところであります。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 波多恵理子議員。

○2番（波多恵理子） 町長の答弁の中に、できることを積極的に進めてくださっているというのは、私も今調査しているところで把握はしております。ただ、やはり力が弱いというか、もう少しその部分を強化していただきたいと考えます。空き家を放置し、近隣に被害が及んだ場合、所有者は賠償責任を負うこともあります。そうならないために重要なのは老朽化の防止、定期的な掃除、換気、点検なので良好に維持できれば将来的な売却や賃貸での利活用も可能です。それが見込めない場合は解体の検討も必要となり、その改修や解体には補助制度が利用できる場合もあります。

空き家問題の多くは相続時に発生するので、住んでいる間に相続者や管理方法、費用負担なども含めて親族内で話し合ってもらうことも大切です。空き家問題は住民の方にもっと関心を持っていただき、自分の問題として捉えていただけるような働きかけが必要だと思います。長い間放置されていた空き家がリノベーションされとても魅力的な空間に生まれ変わり、多くの人の憩いの場になっているケースもあります。新しく建てるより味わい深いものに変えることもできます。

空き家バンクに登録している家、ない家、まだ住んでおられる家を含めた空き家の問題解決に向かうため、専門家である不動産、建築士、設計士、司法書士などと提携してアドバイザー、コーディネーターとしての機能を強化して、そのための予算付けも適切に行っていただき、空き家バンク移住定住相談室のより積極的な仕組みづくりが必要ではないかと考えます。

まだまだコロナ禍は終息の気配はありませんが、これからまた人の動きが活発になるときまでに、すぐに住める家が目に見える形で増えていくことを期待します。そして、これに関連し、地域住民との関わりにおいても町がしっかりと関与して移住者と町民が安心して信頼して住める関係づくりに努めていただけたらと思います。終わります。

○議長（大河原昭洋） 答弁求めますか。

波多恵理子議員。

○2番（波多恵理子） 答弁を求めます。アドバイザー、コーディネーター、そのための予算付けというところのお返事が頂きたいですが。

○議長（大河原昭洋） 町長その辺りについて答弁でできる範囲で。

金兒町長。

○町長（金兒英夫） 今、私が答弁の中に含んでおります、専門家を含めて空き家判定委員会、こういったことを今現在行っておりますので、そういった中で現状として既にそれはしております。

○議長（大河原昭洋） 波多恵理子議員。

○2番（波多恵理子） ありがとうございます。次の質問に移ります。

旧諏訪保育園の公園化についてお尋ねします。令和元年、議会が行った町民に対するアンケート調査の意見の中に、子どもたちが集まって遊べる楽しい場所があったらいい、高齢者もいきいきと暮らせるようにとの記述があります。私も10名の子育て世代の女性に公園について質問すると、全員の方が欲しいと望まれておりました。公園デビューという言葉もあるように、外で子どもを遊ばせながらお母さん同士がおしゃべりをして、子育ての悩み、家庭の悩みを相談できる、大切な場所が公園です。

現在、旧諏訪保育園は毎週水曜日に子ども食堂が使われ、月曜日から土曜日は児童クラブとして使われています。そして、月に1度第1日曜日に公園化の準備期間として育カフェが行われていて数組の親子が利用しており、既に実績も出ています。コロナ禍でもあり、独り暮らしのお年寄りからも友人と気兼ねなくおしゃべりできる場所が欲しいとの声も聞きます。子育てしやすい環境づくりの一助としても、できるだけ早く毎週日曜日園庭を公園として利用できるようにするお考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（大河原昭洋） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 波多議員の旧諏訪保育園の公園化についてお答えをします。

旧諏訪保育園は、平成29年3月に閉園し、改修工事を行った後に現在は児童の健全育成と子どもの居場所づくりを目的に、智頭放課後児童クラブと子ども食堂として活用をしております。議員のご提案は、園庭を子どもやお年寄りの公園として日曜日に活用してはどうかということでもありますけども、先ほどもお話にあったように毎月第1日曜日には、子どもの遊び場や保護者同士の交流の場ということで育カフェを開催しております。また、本年9月からはお試しで毎週日曜日に園庭を開放、実際にしております。

なお、おっしゃるように平日の放課後と土曜日につきましては放課後児童クラブが利用しておりますし、一般への開放は空いている日曜、祝日ということにな

ると思いますけども、このお試し期間中の利用状況を見ながら公園として開放できるかどうかというのを判断してまいりたい、このように考えます。

○議長（大河原昭洋） 波多恵理子議員。

○2番（波多恵理子） ありがとうございます。加えて、やはり高学年の子どもさんを持つ保護者からは、もっと伸び伸びと子どもたちを育ててやれる広い公園を望む声も上がっています。11月の智頭小学校学習発表会で、5年生の皆さんが智頭の課題を考え提案を発表してくださいました。90%以上が森林という智頭ならではの夢と現実がしっかりと詰まったすばらしい発表でした。その中にフィールドアスレチックができる、町外からも人が来てもらえるような公園の施設もありました。これに関しては通告が間に合わなかったので、次の一般質問でお尋ねしたいと思います。以上です。

最後に、住民の意見を聞く会についてお尋ねします。町長は、6月22日初登庁時に職員の方を前にされ、「私1人では町政運営はできない。皆さんや住民と一緒にまちづくりを進めたい。座談会形式で住民の意見を検討したい」と述べられていましたが、その後の日程などどのようにお考えでしょうか、お答えください。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 私の目指す「住民満足度の高い町、住んでよかったと実感できるまちづくり」の実現のためには、住民と協力したまちづくりが必要であり、様々な考えを持つ人の意見に耳を傾け、住民にとって何が必要なのか、これを理解することが重要であるというふうと考えております。

このために地域や集落などに出向き、広く住民の意見を聞く機会を設けたいと考え、就任時、記者の質問に対してそのように述べたところであります。しかしながら、今年1月に国内で初めて確認された新型コロナウイルス感染症の陽性者は、議員もご承知のとおり2月から急増を続け、増減を繰り返しながらも、6月末には1日の感染確定者が1,000人を超え、その後も感染の猛威は収まることなく、11月には2,000人を超えるということまでになっております。県内においても、12月8日現在66例の感染が確認されております。

この間、国による各種イベントの自粛要請や開催制限、外出自粛要請などが行われるなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止が行政の最大課題として捉えられ、国民と一丸となってこの感染症に立ち向かっているところであります。イ

べント開催制限は徐々に緩和されておりますけども、現在でも、人と人との十分な感染防止距離の確保など、制限は継続されている状況にあります。また、感染防止のため新しい生活様式の重点の第一は、3つの密を避け、おおむね2メートルの人と人との感染防止距離を取るといふことであるといわれております。

このような状況の中では、感染防止距離の確保と3つの密を避けることが困難な、座談会形式で行う住民の意見を聞く会の開催については、見合わせざるを得ないという現状にあり、また、相次ぐ県内での感染者確認に伴い、会合に集まることへの住民の不安もあるため、就任以来本日まで開催を見合わせているところであります。

現在、新型コロナウイルス感染症の鎮静化など、町民の皆様が安心して参加できる状況になれば速やかに地域や集落などに出向き、広く住民の皆様方の意見を聞く機会を設けたいというふうに考えております。それまではできるところ、ミニデイやサロン、各種団体などの会合で少人数でお集まりになることがあって、そういったところに呼ばれるような状況があれば、意見交換の機会ができてそこに参加したいというふうに思っています。

○議長（大河原昭洋） 波多恵理子議員。

○2番（波多恵理子） 直接町民の声を聞き、行政に反映させていただき、町民と議会とともに緩やかな幸せな人口減少に取り組み、町民一人一人に寄り添った持続可能なまちづくりを目指していきたいと思っています。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（大河原昭洋） 以上で、波多恵理子議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は議場の時計で1時30分とさせていただきます。

休 憩 午後 1時22分

再 開 午後 1時30分

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口翔馬議員の質問を許します。

1番、谷口翔馬議員。

○1番（谷口翔馬） 議長の許可を頂きましたので質問をいたします。

まず先立ちまして先月11月29日、ここ智頭町にちえの森ちづ図書館が開館されました。この図書館は住民とのワークショップを重ね、みんなで一緒に考え

られた図書館であり、先日も百人委員会でも活用していきたいという声があり、今後は智頭町の宝になると思います。

それでは、通告しております項目について質問をいたします。智頭町は公債費の増加及び公共施設の大規模改修を含む投資的経費の増加が見込まれるなど、厳しい財政状況が予測され、今後人口減少に伴う町税や地方交付税の減少が予測される中、効率的・効果的な財源確保に向けた取組がより一層求められてくると思われませんが、何か対策を考えているのか、町長のご意見を伺います。

以下は、質問席にて行います。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 谷口翔馬議員の質問にお答えします。

ご指摘のとおり、今後の人口減少に伴う税の減収や交付税の減額といった町財政を考える上で、こういったことは喫緊の課題であります。財政難においても、行政サービスの水準を維持しつつ、老朽化していく公共施設やインフラを管理、活用していくためには、従来どおりの行政が物事を決め実施する方式の転換が必要であるというふうには考えています。

そのためには、日本1/0村おこし運動や百人委員会の理念に基づき、住民及び民間との協働を具体的に推進していくと、こういった必要があります。民間活力や資金を活用する、いわゆるPFIと言われるものですね、こういったものを始めとした官民連携の事業の導入やオープンデータ、ビッグデータ、あまり横文字は好きじゃないんですけども、いわゆる規制のかからないデータとか、そういったもろもろのデータを活用した民間資金の調達、関係人口の増加、それから起業支援など、新たな財源確保の起爆剤としてこういったものを見据えているところであります。

また、併せて既存事業の経費の見直しや、事業の効率化などによる歳出の削減による財源確保にも、こういったことも取り組むという必要があると思います。このことは、本年度中に策定する予定の第4次の行財政改革プランにも記載し、推進していくということにしております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 谷口翔馬議員。

○1番（谷口翔馬） これからは民間と連携していくんだという答弁をいただきました。本町でも行っている自主財源の確保の1つであるふるさと納税をどう強

化し、他の市町村との差別化を図っていくのか、町長の意見をお聞かせ願います。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） ふるさと納税につきましては、前回の定例会においても議員の質問にお答えしたところであります。本町は、一貫して、過度な寄附金獲得競争から一線を画し、あくまで智頭町を応援したい、大好きな智頭町の力になりたいとだけ思っていた取組をしており、ふるさと寄附金自体こういった方々の純粋な思いの形であることとだけ思っておりまして、いたずらに件数や金額の多寡を他の市町村と競うことは好ましくないというふうには考えています。これは大前提として前回もお示ししたとおりでございます。

議員ご指摘の取組強化についてでありますけれども、前回定例会でもお答えしたとおり、本町に興味をもって大好きになっていただき、そして、本町を応援したいとだけ思っていた方を増やしていくことに主眼を置いた取組を進めてまいります。しかしながら、本町へのふるさと納税制度による寄附額は、制度発足以来、県内で下位の状況が続いており、自主財源確保の観点から、何らかの対策が必要であるという考えはあります。こういったことに対しての取組の強化の必要性を感じているところでありますので、これも前回定例会でお答えしたところでありますけれども、智頭町魅力発信事業において、本町の鮮度の高い魅力的な情報をホームページやSNSで全国に向けて発信し、智頭町に興味をもつていただく仕掛けづくりということを行うことによって、納税額の増加につなげたいというふう考えております。

加えて、制度の枠組みにおける智頭町ならではの返礼品を掘り起こして、魅力発信事業と連動することによって全国に向けて発信し、納税額の増加を目指すことも必要であるというふう考えております。今のところ、返礼品として町内で生産されているパンや酒、米や野菜などの農産物、それから菓子、木工製品や藍染め製品など、町内の特産品にこだわった選定をしておりますが、日本一に輝いた牛肉、ストーリー性を持ったセット商品、智頭町の魅力を満載した体験型商品など、取扱返礼品の魅力向上と増加に取り組む必要があるというふう考えております。

○議長（大河原昭洋） 谷口翔馬議員。

○1番（谷口翔馬） 私はふるさと納税制度による年度目標件数、目標寄附金額を設定して前回の一般質問で質問させていただきましたが、やはり自主財源確保

についてふるさと納税をもっと強化していくべきだと考えます。

本日は、総務省のふるさと納税ホームページに令和2年8月5日に掲載されている、令和2年度ふるさと納税に関する現況調査結果の資料を付けさせていただいております。資料1をご覧ください。目で見ても分かるように年々全国でふるさと納税受入件数は右肩上がりになっており、令和元年度で約4,875億円の金額が動いている状況です。資料2をご覧ください。その金額のうち鳥取県は約53億9,700万円であり、資料3智頭町は鳥取県内で最下位の368万6,000円しかありません。

町長の答弁で、智頭町を好きになってもらう方に寄附してもらおうと答弁いただきましたが、私はふるさと納税制度というのは智頭町の魅力をより多くの方々に伝えられる制度にもなると考えられるので、受入件数、受入額が増えれば増えるほど智頭町の魅力が全国の皆さんに伝わり、どんどん拡散され、智頭町ファンが得られると考えられます。なので、今までのやり方では伝わり切れていないので、来年度はまず目標件数、目標金額を決めて実行し評価するPlan-Do-Seeをやるべきだと思いますが、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 先ほども申しましたけども智頭町魅力発信事業、これを旧那岐小学校に誘致したスキマワークを運営しておる、株式会社ラシックにこれを委託しておりますけども、将来的には、ふるさと納税の業務も視野に入れております。これは、先ほども目標件数、金額というようなことも言われましたけども、ふるさと納税業務をうちみたいな小さな自治体が片手間で行うよりは、民間の柔軟なアイデアを生かしてふるさと納税の返礼品を企画することで、いろんな魅力向上を図って魅力の発信を強化することができるのではないかというふうに思っております。

先ほども言いました行財政改革プランのアクションの中でも、ふるさと納税の抜本的強化を設定するという事で取組を強化してまいりますので、こういったことにも関しまして、いろんな意見がありましたらぜひともという思いを持っております。

ただ、うちがこういうことにこだわっているのは、ふるさと納税の制度が改正といいますか、ちょっと変わって、関連があるものについて返礼品をしてもいいということで、例えば智頭町で返礼品にカニを出すとか、そういったこともでき

るわけです。ただ、それをしているのかと。さっき言いましたけども智頭町では肉牛が出ました、日本一の。そういったことをするのはいいんですけども、海のない町が魚じゃ、カニじゃということ返礼品とするのをよしとするようなことでは駄目なんだろうというふうに思います。

○議長（大河原昭洋） 谷口翔馬議員。

○1番（谷口翔馬） 全国では、ふるさと納税を民間と連携して行っているところもございます。あとで紹介しようと思っていたんですが、山梨県の富士吉田市が高校生と連携してふるさと納税の返礼品をどうしたらいいのかなど話し合い、パンフレットに載せて配布しているという取組もございます。

このふるさと納税というのは、私はしっかり智頭町を見てもらう、全国の皆さんに見てもらう。そうすることで移住定住にもつながってくると思うので、しっかり来年度はふるさと納税のPlan-Do-See政策に期待します。智頭町ファンを増やす、維持するためには県外に出てもふるさとを思い続けてもらう取組、今まで寄附していた方との継続的な関係を構築するための取組も必要になってくると思われま。

資料5をご覧ください。鳥取県内の受入金額上位の市町村はインターネットの活用、パンフレットの作成などの広報活動、過去にふるさと納税をしてくれた方への呼びかけ、同窓会や県人会などによる呼びかけなどいろいろな取組を行っています。さらに今までの寄附者にもっと町を知ってもらう、好きになってもらうために月に1回地域の取組等お知らせを行うなど行っています。

しかしながら、現在智頭町はこれらの取組が力不足なので、寄附してもらって終わりではなく、継続して関係を作り上げていくことが町への関心、智頭ファンをつくることができると考えますが、今後寄附者に対しての関係構築強化も視野に入れていく方針なのか、お聞かせ願います。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 今、資料を見てちょっとびっくりしたところがありますけども、総務省の資料になっているので間違いはないと思いますけど、町としてはパンフであるとかインターネットでのというようなことはしてきておるつもりですし、寄附をしていただいた方にはそれらのことをしておると思っております。どういった資料が基でこういうふうになっていたか分かりませんが、これはこれまでもしてありますし、これからもしていきたいというふうに考えています。

○議長（大河原昭洋） 谷口翔馬議員。

○1番（谷口翔馬） 先ほども紹介しました山梨県の富士吉田市というのは、こういうカタログを出しています。今日は配付するのにできなかつたんですが、この中には地元の返礼品事業者等の紹介、高校生との取組の中の詳細など様々、富士吉田市の中の実情がはっきり記載しており、そしてしっかりと感謝の意味も込められたコメントも掲載しております。こういう全国でいいことを盗んで、智頭町もしっかり参考にさせてもらいながら、今後はやっていかなければならないと痛感しております。

そして、現在新型コロナウイルス感染拡大で再び外出や旅行控えの動きが出始める中、鳥取県内でもふるさと納税制度を活用した寄附の需要が高まっています。岩美町では12月1日現在で去年の2.4倍の寄附金額になっております。そして、北栄町も好調な自治体の1つであり、前年同期比3割増しで推移しています。巣籠もり生活の影響で自宅でプチゼいたくを楽しむ人が増えていたり、コロナでふるさとに帰れない人もいるかもしれないが、町の特産品を堪能しふるさとを思い出してもらえたり、故郷を助きたい気持ちを持たれている方もおられたり、そういったことで現在需要が高まってきているものだと思います。

さらに、返礼品として寄附者の元に地元特産品が届くため、町ではなく生産者も助かると思います。新型コロナウイルスの影響で売上げが低迷する生産者の応援にも、企業支援としてのつながりも視野にしていくのか、町長の意見をお聞かせ願います。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） ちょっと前に答えましたけども、やはりふるさと納税で寄附をしてもらったら終わりということではなく、その方々は顧客という言い方はおかしいかもしれませんが、定例的にしてもらえるように、そういったつながりをずっと持ってもらう。そのことによって、その人たちから口コミで広がっていく。最低でもそういった智頭町を好きになってもらって、ふるさと納税を寄附をしていただける、そういったことを1回で終わりの次にはなしよ、とかそういったことでなくて、やはり顧客という思いを持って永続的に智頭町とのお付き合いをお願いするという姿勢を貫いていきたいというふうに思います。

○議長（大河原昭洋） 谷口翔馬議員。

○1番（谷口翔馬） 町長の答弁でもありましたが、私は返礼品がふるさと納税

の全てだとは思っていません。しっかり関係をつくっていく、応援したい気持ち、そこにしっかり誠意を見せて今後も一緒に町をつくっていく仕組み、それをしっかり強化していくことがふるさと納税なんじゃないかなと、私は痛感しております。そして、今後新型コロナウイルスがいつまでも続くか分かりませんが、生産者の一助になるよう、そして智頭ファンを増やしていくよう強化していくようお願い、次の質問に入らせていただきます。

智頭町が活力ある町として存続し続けるために、智頭町に縁あって住んでいる若者たちの定住率を上げ、町の高齢化、少子化を食い止める政策の整備が急務だと考えます。若者たちが智頭町に誇りを持ち、親となったときに智頭町に住み続けたいと思える環境をつくるには何が必要でしょうか。若者たちの声が地域や町政に反映されることで若者たちの住みやすさの向上とともに、自分たちが作り上げたという誇りの醸成、自分たちの子どもにも体験させたいという循環をつくることが重要だと考えますが、町長はどうお考えかお聞かせ願います。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 若者の声が届く、そういったまちづくりには移住定住対策だけでなく、全体のまちづくりにおいて必要なことだというふうには思っております。当然議員もご存じのとおりでございますけども、本町は住民自治というまちづくりを推進しておりまして、要求型から提案型へ移行して、住民が主体的になっていただけるような取組を進めておるところでございます。

その中で、若者だけでなく本町の自立度を高めて、活力のある地域づくりを進めていくために、幅広い年齢層の方々の意見を反映できる制度として百人委員会というものを設置しております。改めて百人委員会とは、住民が身近で関心の高い課題を話し合い、これを解決するための政策をこの行政に提案していく組織であって、智頭町ならではの住民自治の実践を目指しているところということであります。

実際、百人委員会がスタートして10年以上経過しておいて課題もたくさんあると思います。ここに今後、若者を含めた町民が積極的に参加できるような運営委員会、こういったことにしていきたいと思っておりますし、実際今回百人委員会の提案会をしましたが、例にたがわず若者が参加していただけたというふうに思っておりますので、こういったことを重視していけたらなというふうに思います。

○議長（大河原昭洋） 谷口翔馬議員。

○1番（谷口翔馬） 先日、私は移住定住対策について町内在住の30代の方と話をさせていただきました。ゆめが丘について「予算内で自分たちで決める注文住宅だったらもっといいのにな」、「給食費無償化になったり様々な施策で子育てに手厚いけど、土地が高かったり気軽に住めるところがなかったり、住める環境があまりないな」など様々な生の声を聞く上で、当事者だからこそ気づけることがあるんだなと感じました。若者人口流出を防ぐためには、多くの生の声を吸い上げる必要があります。急務だと考えます。

愛知県新城市は若者議会を行っています。新城市の若者議会は新城市若者条例、新城市若者議会条例に基づき、平成27年4月1日に設置され若者が活躍できる町にするため、若者を取り巻く様々な問題を考え、話し合うとともに若者の力で生かすまちづくり政策を検討しています。予算提案権を持ち、予算の使い道を若者自らで考え政策立案します。さらにそれを市長に答申し、市議会の承認を経て市の事業として実施されます。新城に対する様々な意見、思いを持つ若者同士、新城について語り合いながら新城のこれからについて若者の視点で考えます。若者が活躍できる町を目指して、新城市では若者の一歩を応援しますというものです。

この智頭町にも町民がまちづくりを考える施策、百人委員会というすばらしい政策があります。議会のほうではまだ話を出していませんが、町長の意見をお伺いします。一歩踏み込んで若者人口流出防止の1つの政策として若者議会を開催してはどうか、意見をお伺いします。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 若者議会ということであります。先ほども答弁させていただきましたけども、実際今智頭町はご存じのように百人委員会を設置して、提案された企画には予算措置を行って、それぞれが責任をもって実行してくださいねという、全国でもこれも希有な事業だというふうには自負しておるところでございます。

さらに、この取組は移住定住対策にも寄与しているものというふうに考えています。先ほども言いましたけども、せんだっての百人委員会の企画提案会では、新規の若者の加入が見受けられました。それから、今度は一般の部の商工観光部会では小学生を対象とした「ドリームキッズ」のプロジェクトを行うというよう

な提案もありました。

したがって今後も今実際中学生、それから高校生、大学生というような段階での学生の子どもたちにも提案をお願いし、それを実際やっております。これに小学生が加わっていけば、そういった言われる若者議会でなくてもそういった構成をきちんとできた提案なり、実施になるのではないかなというふうには思っています。

○議長（大河原昭洋） 谷口翔馬議員。

○1番（谷口翔馬） 私が若者議会を提案した理由は主に2つあります。1つは、先ほども発言させていただいたように若者人口流出防止、若者議会を実施している新城市の高校生に実施したアンケート結果について、新城市は若者の思いや意見を取り入れた政策を行っているかどうかという質問に対し、6割以上が反映していると答えていて、思わないと答えた人は5%にすぎません。将来新城市への定着に関する質問には、68%が残るつもりであると答えています。

このようなアンケートを現在の智頭町在住の高校生に実施した場合、どのような結果になるか興味深いものがあります。先日、百人委員会で中学生2年生に将来智頭に住もうと思っている人と聞いたところ、約1割の方しか手を挙げていませんでした。質問の冒頭にも言いましたが、若者たちの声が地域や町政に反映されることで、若者たちの住みやすさの向上とともに自分たちが作り上げたという誇りの醸成、自分たちの子どもにも体験させたいという循環をつくることができると考えます。

そして、2つ目は議員の成り手不足解消です。この智頭町も現在議員の成り手不足には悩んでいます。若者議会とし、この本会議場を使って町のために考えていただき、討論していただき、自分たちの発想の下実行していく。その中で議員としての魅力、自分たちも町政に入ってまちづくりをもっと積極的にしたいなど、気持ちが芽生えてくるものだと思います。議員の成り手が多くなれば智頭町にとってもよりよい向上効果となると考えます。この2つの主な理由を踏まえてどう思われるか、町長の意見をお聞かせ願います。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 先ほど言われました新城市と智頭町の置かれている立場というのがいろいろ違うので、その数字がそのまま町のほうに反映されるかどうかというのは、なかなか分からないところがあるとは思いますが。ただ、この

若者議会、先ほど言われましたけども、私はじゃあ議会を開きましょうかという話にはなかなかならないのであって、これは議会の皆さん方と意見の統一というものもあるかと思います。そういったことも踏まえて、それならばということになれば、それは絶対これは駄目だよということではないというふうに思っています。

○議長（大河原昭洋） 谷口翔馬議員。

○1番（谷口翔馬） とてもいい意見を頂きました。しっかり町民の声を反映できる町にしていくことが、人口流出を防止する一番近道になると思われま。当然、我々議員ももっと町民の声を吸い上げて反映していかなければなりませんし、もっと議員の魅力を感じてもらふこと、議員活動の見える化を積極的に行っていきますが行政の協力も必要です。よりよい町、住みやすい町にしていきたいという方向性は同じですから、いま一度考えまた検討させて質問を終わらせていただきたいと思ひます。

○議長（大河原昭洋） 以上で、谷口翔馬議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、議場の時計で午後2時10分とさせていただきます。

休 憩 午後 2時00分

再 開 午後 2時10分

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、大藤克紀議員の質問を許します。

6番、大藤克紀議員。

○6番（大藤克紀） 議長の許可を得ましたので、通告に従って質問をいたします。

先月、11月29日新図書館がオープンいたしました。連日たくさんの方々が来館されご利用いただき、まちづくりの拠点となり得る施設として、これからの智頭町がますますにぎわいを増していくことを感じ、設立してよかったと思ひているところであります。

そこで、旧智頭図書館の施設を今後どのように有効活用されるかについて町長にお尋ねします。町民の方のご意見の中には、智頭温水プールに設置してありますトレーニングルームが利用したいけれど、閉館時間が午後8時であり鳥取市内に勤務している方は、平日時間に余裕がなく利用できないという声が聞かれます。

そこで、智頭温水プールに設置してある器具を旧智頭図書館に移転し、活用してはどうかという提案があります。今後社会体育施設、スポーツのトレーニングルームまた町民の健康維持等を図るための施設としての利用を促進し、そうすることで町民の健康ため役立つのではないかとおもわれますが、町長のご所見を伺います。

以下は、質問席にて行います。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 議員の旧智頭図書館の有効利用、それについてのお答えをしたいと思います。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、業務継続のための職員を分散の執務室として、総合センター中会議室を利用しているところでありまして、庁舎第2会議室についても、感染防止のための来客の応対用として利用しており、会議室の絶対数が不足している現状があります。ですので、今のところ智頭図書館の利用につきましては、これらの会議室の代替施設として利用することというふうに考えております。その他詳しいことにつきましては、教育長のほうに答えさせます。

○議長（大河原昭洋） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 智頭町の総合センターの旧図書館ということでもありますけども、総合センターは昭和48年10月に竣工しまして、会館当時は智頭町総合センター図書室として利用しておりました。その後、平成16年4月に町立智頭図書館として公立図書館の仲間入りをしたところでございますけども、高齢者や体の不自由な方をはじめ利用者に大変ご不便をおかけしておりました。

議員のご提案の旧智頭図書館をスポーツ施設、中でもトレーニングルームということでもありますけども、そもそもこの建物が体育施設として建てられておりませんので、更衣室やシャワールーム等はございません。また、トレーニング器具を移転ということですが、またその維持管理、指導するスタッフ等に多額の経費と人材を要することから、現在のところ社会体育施設としての活用は考えておりません。

先ほど町長が申しましたように、現在中会議室を新型コロナの感染症対策に伴う分散業務執務室として利用しておりますので、町民の社会教育活動であったり、また会議等に支障を来している現状から旧図書館は今後会議室や災害時の避難ス

ペースとして多目的に利用してまいりたい、このように考えます。

○議長（大河原昭洋） 大藤克紀議員。

○6番（大藤克紀） 町の方針としては今、コロナ禍にある中で会議室と執務を分担して行っている上で、会議室として利用されるという方針を持っておられるということでもあります。ただ、私が思うのは町民の方々の中で、やはりリプルの利用時間等が午後8時で切られてしまうと、市内に通っておられる方々、若い人を含めて、スポーツといいますか体を鍛えたいという思いを持っておられる方にとっては、午後8時で打ち切られてしまうということでは利用する時間が少ない。せめて9時、総合センターであれば10時まで開いているので、9時半ぐらいまではそういう施設を利用して自分の思いの中で体を鍛えて、じゃあ例えばスポーツ大会に参加されるような方々の体力増進とか、維持を図るためにはリプルが8時で閉まってしまうということは、その方々にとっては鳥取市内から多額のお金を払って、利用料金がどうかということとはちょっと分かりませんが、鳥取市内で利用して体を鍛える、トレーニングをするというよりはやはり地元に戻って、その鳥取に通う時間、例えば30分、40分かかるとしましょう。その時間を利用して体が鍛えられるのではないかなという、トレーニングできるのではないかなという思いがあるんですけど、その辺のことに関しての教育長の考えはどうでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） トレーニング器具の使用に当たっては、個人が勝手に使えばいいというものではございません。やはりインストラクターがあつての指導の下にやる。それも安全に配慮しながらやるという、そういうようなことが必要となってまいります。議員のご指摘のありました閉館時間の件ですけれども、あちらのリプルのほうも営業ですので、なかなかそこら辺のところは、需要があれば多分ここは対応してくれると思います。需要が見込めない中で、なかなか時間延長をということは難しいとは思いますが、住民サイドのほうからそういうようなお声があつたということはリプルのほうにも伝えてまいりたい、このように考えます。

○議長（大河原昭洋） 大藤克紀議員。

○6番（大藤克紀） 今先ほど教育長のほうから利用人数ということで答弁がありましたけれども、私が頂いた資料の中にはプールをご利用される方々は1,80

0から2, 000人ぐらい月々あります。それは恐らくリハビリ等を含めてのことだと思います。それで、プールとトレーニングを利用される方々というのが25平均、月々いかないんです。それは原因は分かりません。ただ、トレーニングだけを目的にされている方は70人ぐらいいらっしゃるというデータがあります、ここに。これは教育課のほうでいただいた資料なので間違いはないと思いますけれども。

そういうことを考えると、令和2年度に関してはコロナ禍の関係がある中で、やはり利用人数はぐっと減っています。でも、6月、7月、8月、9月のへんは60人台を推移しておりますので、これはトレーニングルームを利用した方なんですけれども。そういうことを踏まえると、今の状況の中でこういう数字が示してあるということは、今後そういう時間帯の変更を伴えばもっと利用が増えて、経営にもいい影響を与えるんじゃないかなというのを考えられるんですけど、その辺のところはどうでしょう。

○議長（大河原昭洋） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 2階部分のトレーニングルームにおきましてはフィットネスといいますか、体操するような部屋もあります。2階部分については本当に利用が低い。1日に大体3、4人、多くて5人とか、そういうような数字であります。ここの部分を9時半とかに延長すれば、これが15になったり25になったりするのかというところはちょっと難しいと思いますけども、基本的には大きな収入になってくるのはプールの部分ですけども、もうちょっと施設の中身も充実しないといけないということもありますけども、もうちょっと需要が見込めるのであれば強くプッシュは可能かなと思うところです。今の現状からすると1日に3、4人というのが現状ですので、何とかこころの数字を上げてまいりたい、このように思います。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 大藤克紀議員。

○6番（大藤克紀） そういう利用状況の中では、なかなか先が見えてこないという現状があるかと思います。リプルのほうに限って今質問させていただいておりますけども、先ほど旧智頭図書館のことも話しましたが、旧智頭図書館のほうは町長の答弁にありましたし、教育長の答弁にもありましたように、その施設自体が用具を置いて利用するような施設でないという観念の中で、やはり難し

いという返答だったので、その辺のところは今後またいろいろ検討していただく中で、確かに利用価値は上がるんじゃないかなという思いは持っております。ただし、教育長もおっしゃったようにインストラクターとか開館に伴う時間延長があれば、それに伴う人件費等も発生してくるということを勘案すれば、それに合ったような利用時間帯、人件費の削減等々も考えられてくると思います。

そういった中で、行政側としては町民の声をいかに今まで皆さんがおっしゃっておりますように、町民の声を聞いて町民との対話を大事にしていけないけんという中で、一部の意見かも分かりませんがそういうスポーツに長けた方々のご意見というのも、貴重な意見として受け止めていかねばならないのじゃないかなと思いますけど、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） こういうコロナの状況にあるわけですが、徐々に勤労者体育館であったり、中学校の体育館であったり、利用率のほうも回復傾向にあります。そういうようなことも加味しながら、社会体育の振興により一層努めてまいりたい、このように考えております。

○議長（大河原昭洋） 大藤克紀議員。

○6番（大藤克紀） 社会体育ということで冒頭にも述べましたけれども、町民の社会体育だけじゃなくして、健康の増進の意味合い等々も含めた中でこれから高齢化が進んでいく中で温水プールを利用したりとか、トレーニング機器を利用して体力維持等々に活用していくべきではないかなと。その辺のところも僕自身は思っておるんです。

これから高齢化を迎える中で、足腰がだんだん弱ってくる、そういう方々にとってはバイクであったりとか、そういうものが施設の中にはありますので、自分に合ったトレーニングというのをすべきではないかなと思います。足を鍛えたり上腕を鍛えたりするような機械もここの中にありますけれども、そういうのをやはりどんどん利用していただいた中で町民の健康維持、健康寿命の延命というような方向につながっていくのではないのかなという思いを持っていますので、ぜひともやっていただきたいと思います。

それと、この提出していただいた備品の中に、トレッドミル有酸素運動をする機械の中で2台あって2台故障中。エアロバイクに関しては有酸素運動なんですけど、5台あって3台故障中というようなデータがあるんです。そういうところ

を改善していかないと、利用価値というのは落ちていくんじゃないかと思われま
すけど、いま一度備品の点検というのをさせていただいて、今後の方向性をちゃん
と見詰めていかないといけないのではと思いますけれども、その辺のところは。

○議長（大河原昭洋） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 私のほうも機械の不備という部分は把握をしております。
厳しい財政状況ではありますけども、粘り強く財政サイドのほうに働きかけてま
いりたい、このように考えます。

○議長（大河原昭洋） 大藤克紀議員。

○6番（大藤克紀） 宝の持ちぐされにならんようにちゃんと整備していただい
て、町民のためだと思いますので、ぜひとも整備をやっていただいて利用を高め
ていただきますようお願いしまして、次の質問に入らせていただきます。

次に、本町における食生活改善推進員の活動は、昭和20年代から食料が十分
でなく乳児の死亡率が高いことが問題となり、各都道府県で保健所が中心となっ
て栄養教室が開催されました。それらを開催された主婦たちが対象として学習会
を開催され、そこで健康生活について正しい知識と技術を習得し、自らが健康生
活の実践者となり、この問題に取り組む意欲的な主婦のグループが誕生したのが
事の起こりであると聞きます。昭和58年に厚生省が食生活改善推進員を33万
人養成し、将来48万人に増進しようと計画され、いろいろな過程を経て現在に
至っております。

そうした中、本町における食生活改善推進員さんの年齢構成も、やはり時の流
れで高齢化が進み、活動が困難を極め、厳しい現状であるというお話を聞きます。
今後、担い手不足をどのように考えておられるのか、町長のご所見を伺います。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 食生活改善推進員は、私たちの健康は私たちの手でとい
うのを合い言葉に、自らが健康生活の実践者となって健康問題に取り組む意欲的な
主婦グループの活動が昭和30年代に誕生し、その後、国でも栄養及び食生活改
善実施地区組織の育成という中で全国48万人、先ほど議員も言われましたけど
も、これを目標に養成することが進められてきておりました。

智頭町においても、昭和45年にこの会が発足しまして、会員相互の親睦と資
質の向上を住民の食生活改善を目的に、そういった活動が行われてきたという
ところがございます。当時、脳卒中の死亡が多かった本町において、まずは家庭か

ら、そして地域へということでは減塩や栄養バランスの重要性を調理実習などを通して、地域へ広げる活動が食生活改善推進員協議会を中心に行われておりました。町としても、その活動の重要性を認識して養成と地区の活動、そういった支援を行ってきたところでございます。

しかしながら、平成22年に120名であった協議会の会員も現在は82名ということで減少しております。議員ご指摘のとおり高齢化も進んでおるという状況にあります。これは、養成講座の募集を行っても参加者が集まらない。そうしたことで講座を開くことができずに、新しい会員が増えないことがその原因になっているというふうに思っております。平成25年度以降、応募がなくてその養成講座ができずにずっとおるとというのが現状であります。

地域の健康課題、それから食習慣、食文化などを理解して、地域に密着して幅広く推進されている重要な活動でありまして、町としてもこの状況に課題を感じているということでございます。現在、活動の範囲、内容を変えるなど工夫して支援をしようと思っております。その結果、協議会から養成講座の開催という要望も出てきております。そういった中で、来年度に向けてはこの養成講座を開催しようと思っております。ぜひとも新たな方々が募集をしていただくことを願っております。

以上です。

- 議長（大河原昭洋） 大藤克紀議員。
- 6番（大藤克紀） 町長の答弁にありました、高齢化が進んでおるという現実を受け止めずにはいられないというのが正直なところであろうかと思えます。ただ、先ほどの町長の答弁の中にありましたけども、養成講座を開催しようとして募集したところ、募集人員がなかなか集まらないという現状があるという答弁がありました。ただ、そのことに関しては行政側の責任を問うばかりでは、問うのは当然だと思うんですけども、高齢化が進んでいるという現状の中で若い世代への交代の時期が、もう時を過ぎてしまっているという現実があるんじゃないかと思えます。その辺のことに関してはどうでしょうか。
- 議長（大河原昭洋） 金兒町長。
- 町長（金兒英夫） 時期を逸しているというようなことだと思いますけども、実際先ほども言いましたけども7年前から応募がない、募集はしているけどもという状況なわけです。ですので、時期を逸したというふうな思いはないんですけ

ども、実際こういったグループの方々が年を召されて「もうやめようと思うけども次に入ってくる人がおらんけ、やめれんがよ」というのが現状だと思うんです。実際そういった方に今回の表彰式にもありました、食生活改善推進員の表彰といえは三十数年を経過した人が出てこられるわけです。ですので、そういったベテランの方がずっと構成をされているというのが実態だと思うんです。

ですので、できる限り各地区地区の状況の中でそういった方々も一緒になって次期の年齢の若い、できればまだまだこういったさっきも言いましたような減塩対策とか、実際のそこで各家庭で腕を振るわれている年代の方々に参加していただきたいというふうに思っているところであります。

○議長（大河原昭洋）　大藤克紀議員。

○6番（大藤克紀）　町長の答弁にありましたが、これは基本となるのが食でありますので、現在の状況等々鑑みてみれば健康で長生きをするというのが第一の目標である中で、何年か養成講座を募集したけれども人が集まらなくて開催を延期という担当者の方からお聞きしました。ただ、現場側から見るとせっかく養成講座を受ける人をちゃんと人選したのに、このたびは人数が足りなかったので開催は延期します。それを努力をされたその地域、担当された方々に対してはそれは大変残念なことであって、じゃあもうこんなだったらせんわというような思いを持たれても仕方ないなという思いがあります、はっきり言って。そういう声を言われました、私に。

そういう意見があった中で、今回のこういう一般質問に至ったわけですがけれども、その人数が足りないというのは確かに講師の方々等がおいでいただいて講演をするのに、たかが3人や4人ということはありませんと思いますけれども、募集された人数がどうかというのはちょっと把握はしていないんですけれども、最低でも20人ぐらいかなという思いは持っております。ただ、以前は40時間であった養成講座の時間が、今は半分の20時間になっております。

そういうことを踏まえた中で、今のコロナ禍のことを考えれば実習という項目が一番最後のカリキュラムの中にあるんですけど、その辺のところをちゃんとした対応を考えられて、募集があれば募集した方々のためには開催するべきではないかと思っておりますけど、町長のご意見はどうでしょうか。

○議長（大河原昭洋）　金兒町長。

○町長（金兒英夫）　今、議員の言われたようなことも実際あったようです。あ

る程度の人数がということでまとめて、例えば5人なら5人が必要なのに1人、2人しかなかった。これじゃあ講座ができませんよというようなことも過去あったように聞いております。ですけども、やはりある程度の人数がそろわないとできないということがあったのかもしれませんが、今それを言ってみても仕方がないので、できる限りできるような方策をこれから取っていかないけんというふうに思っています。

ですので、先ほど答えましたけども、実際各協議会の中からも養成講座の要望も出ておるようですので、今度はという言い方が妥当かどうか分かりませんが、次回ある程度の人数はそろえて講座が開かれ、新たな人がこの登録ができるようなことになればというふうに考えております。

○議長（大河原昭洋） 大藤克紀議員。

○6番（大藤克紀） 町長、前向きに考えていただけるというご答弁をいただきました。私もそういうふうに関心はしていただきたいなという思いは、このご意見を聞いた中で思っておりました。ただ、今、男女共同参画という時代であります。そこで男性の方々がどうかということは分かりませんが、本日も山郷では男の料理教室というのを開催しております。そういう方々にも声をかけていただいて、男性が参加されるということもあり得ると思うんです。女性でなければならぬというようなことはありませんので。そのような対応を今後どう考えておられますか、町長。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） そういうこともぜひともしていただければ、議員率先していただければ大変ありがたいと思います。

○議長（大河原昭洋） 大藤克紀議員。

○6番（大藤克紀） 率先してするためには議員をやめなければなりません。それは冗談として。まあそういうことも実際にあると思いますので、十分そういうことを協議会さんのほうにお伝えいただいた中で、今後担い手ということを含めた中でそういうことをしていかなないとどんどん高齢化が進んでいって、会長さんや80代ぐらいの年代だということをお聞きしております。そういう方々にいつまでも頑張ってもらいたいのはありがたいんですけども、やはり世代をかえていかねばならないという現実をしっかりと把握していただいて、今後の方針を固めていただけたらと思います。答弁をお願いします。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 今まで答弁したとおり、きちんとそういったことも踏まえて、次年度の講習会が開催されることを期待するものでございます。当然そこには男性もぜひとも幾人かの参加ができればなというふうに思います。

○議長（大河原昭洋） 大藤克紀議員。

○6番（大藤克紀） 前向きなご回答を頂きましたので、男性を含めて募集をどんどんしていただいで、次回にはぜひ開催されることを願ひまして、私の質問を終わります。

○議長（大河原昭洋） 以上で、大藤克紀議員の質問を終わります。
暫時休憩します。

再開は、議場の時計で午後2時50分とさせていただきます。

休 憩 午後 2時41分

再 開 午後 2時50分

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岩本富美男議員の質問を許します。

7番、岩本富美男議員。

○7番（岩本富美男） 議長の許可を得ましたので質問をさせていただきます。

町長に就任されて半年となりますが、今後どのようなことを考えているのでしょうかというような、一つは町有林について町長の考えはどんな考えか、詳しくとまでは言いませんけどよろしくお願いします。

あとは、質問席でお伺いします。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 岩本議員の質問にお答えします。

岩本議員の質問の答弁に当たりまして、改めて町有林の造成の歴史を振り返ってみたいと思います。昭和の町村合併により新智頭町が誕生しましたが、合併前の各町村の基本財産である山林は、町村合併と同時に各地区の財産区に継承したために、町村合併時の新智頭町の財産は皆無に等しい状況にありました。この時期に、町内に存在する国有林の払下げを受けるべく、戦前・戦後を通じて町民が一丸となった運動が展開されました。関係者のご尽力により、500ヘクタールもの広大な町有林を持つに至ったことに対して、関係者の皆様に心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

その上で、町有林の今後の活用についての私の考えの一端を述べたいというふうに思います。町有林の森林資源は成熟期を迎えつつありますけども、当面は間伐を中心とした森林整備に重点を置くべきと考えております。その中で、作業道などの路網整備を進めながら、搬出間伐で原木市場に出荷されたものは、適材適所で有効に活用するということが基本であります。

そういった考え方の下に、町有林全体の森林施業について平成22年度から株式会社サングリーン智頭に委託をしております。平成27年度からは、自伐型林業に取り組んでいる智頭ノ森ノ学び舎に、埴師の町有林の森林施業を委託しており、平成29年度に合同会社MANABIYAが設立されたことに伴いまして、委託先を合同会社に変更しておるものでございます。

当面は間伐を中心とした森林整備に重点を置くとはいえ、いつかは来る、いわゆる切る時期というものがいつかは来るんでございます。少なくとも伐期が来たから主伐をすべきという単純な考え方ではないというふうに思っております。主伐を行うに当たっては、更新をどうするかということが大きな課題となります。小面積皆伐にしる、局部的な択伐にしる、主伐後の植栽に当たっては獣害対策とセットで考える必要があります。

また、更新時に再び杉を植えるのがよいのか、あるいは広葉樹への樹種転換による多様性のある森づくりを目指すのがよいのか、慎重に検討する必要があると思います。多様性のある森づくりに向けた試行的な取組として、柚塾や森林保全団体のモア・トゥリーズと連携しながら、埴師の町有林内で広葉樹植栽に取り組んでいます。今後の森づくりを考える上での1つのモデルになればよいというふうに考えているところでございます。

いずれにしましても、先人のご尽力で残された貴重な財産である町有林の今後の活用については、拙速に結論を出すのではなくて、森林整備を着実に進めながら、長期的な視点で検討を進めていくべきものというふうに考えております。

○議長（大河原昭洋） 岩本富美男議員。

○7番（岩本富美男） 今、いろいろとお聞かせいただきまして、近年山に入ってくれる若者たちが増えてきたなということは肌で感じています。でも、昔に比べて山に入る人間が多いか少ないかは別として、町長としていろいろと早いか、遅いか、山のなりわいが。どう考えているか。私の腹の中は、先人が苦勞して苦勞して今がある材をいかに活用するかを今、町長もちよいと聞かせてくれたけど、

もうちょっとアピールしてもいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがなものでしょう、町長。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 今、町有林の質問だったものですから町有林についてお答えをしました。ただ先ほど議員が言われる林業というものについての考え方も少し述べさせていただきたいと思っておりますけども、今言われますように林業を専従でされている方はもうほぼいなくなっております。そういった中で、先ほどの町有林の中の答えの中にも言いましたけども、自伐型林業に取り組んでいるグループがあります。それと、実際にそのグループも併用しているんですけども、自伐型林業としてなりわいを既にやっている方も見受けられます。ですので、そういった方々を成功例として第2、第3の自伐型林業をやって満足いく収入ではないかもしれないですけども、最低限このくらいは収入があるよというくらいのことがやっていければいいなというふうに思っております。

当然、冬場をどうするかという大きな課題があるわけです。ですので、この冬場のつなぎの仕事をどうやっていくのか、この辺のところも合わせた考え方を基に実際今やっている学び舎の中、それから柚塾の先生の考え方、いろんな中でその働かない、働けないという期間をなくすようなやり方というものが必要ではないかというふうに思っています。

○議長（大河原昭洋） 岩本富美男議員。

○7番（岩本富美男） やはり出るのは冬がネックになるということが、我が町は何につけても半年ぐらいは考えないといけないという。でも、それ言ったら昔から一緒ですからね、町長。何か打破するようなことを、起死回生とまではいかなくても、何か考えましょう、若くはないけどわしらはもう。翔馬議員みたいに若さはないと思うけど。

翔馬議員がさっき言っておりましたゆめが丘に若者が住める、住みたい建物というよりハウス、そういうものを智頭の町有林の材で私は使って住宅を建てていって、住宅というより若者が住むんだからハウスのほうがいいかも分かりません。そういうものを建てていって若者を定住させるというような、このまま立ち木で置いておっても値打ちがいつ出るか分からないようなものを、そのままにしておくのも何かもったいないようでもあるし、これは先人がつくってくれた材ですよとあって、そういうものをどうか使ってハウスを建ててみたいとお思いになりま

せんか、町長お聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 町有林の木というのは先ほど言いましたように、サングリーンなり学び舎に対して委託をしていますので、そこで切った木は市場に出て、その木はきちんとその智頭町産材として、いろんなところに利活用されております。ですので、実際先ほど言いましたけども平成22年から10年間で、大体1万2,000立米が市場に出ているわけです。それはいろんな材の種類、A材ばかりとは言いませんけども、そういった中で市場を経由していろんなところに出て行って、それは利活用はされております。

もう一つとして先ほど言われましたゆめが丘の件ですけども、智頭町は建ててそこを貸している、利用してもらっているという、ゆめが丘の材料についても智頭産材を使ってきてということで前提でしていますので、あえて智頭町有林の材でなくても、町の材を、どこの材でもいいんだと思います。そういったことで、少しでも町の木が利用されることを推進していくべきものだというふうに思っております。

○議長（大河原昭洋） 岩本富美男議員。

○7番（岩本富美男） 町長の説明を聞いていると、市場には出ています。それは私も十二分に分かっているつもりでありますし、今まで町の仕事でこの間も完成式典も開かれた富沢のああいうものにも町の材料を使っております。でも、町有林の材料ではなく智頭町の材として入っているじゃないですかという人もおられます。智頭から出た材料は智頭材だという人がおりますけど、こだわっても自分はいいい時代になってきているんじゃないかと思うけど。町有林の材でそういうものを建てて若者を住ませようかという、そういうようなちょっといじり的な考えはありませんか。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 先ほども言いましたけど、町有林である必要性をそんなには感じていません。町有林であろうがそうでなかろうが、智頭の町の材、いかにして智頭以外のところでも使ってもらえるか。そのためには、特に町が事業主体として建てる材料については当然智頭の木を使っていくんだと。それで智頭の木よさを見てもらう方々にアピールをし、じゃあ智頭以外のところの新築の木造の建物を智頭の材を使おうや、というふうにもっていつてもらえるのがベスト

だというふうには考えています。

○議長（大河原昭洋） 岩本富美男議員。

○7番（岩本富美男） 十分に町長分かるんですけど、一步譲ってゆめが丘にそういう木造建築を今5棟建ってますね。あとこれから若者を引きつけようとしている腹が町長にもあると思うんですけど、やはり若い人はハウスメーカーのものがいいと言うけど、やはり住みだしたら木造建築が落ち着くんじゃないかなと思ったりする。町長の腹の中にはゆめが丘をあと何棟ぐらい建てるような予定があるか、ちょっとでいいですから。

○議長（大河原昭洋） 通告にない質問ですけども答えられる範囲でお願いします。

金兒町長。

○町長（金兒英夫） ここで言うべきかどうかは分かりませんが、町長に立候補する際に、今5棟あるところをもう5棟建てて10棟にしたいなという思いを持って町長にならせていただいております。これでいいでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 岩本富美男議員。

○7番（岩本富美男） ごめんなさい。町長忘れてはいないかと思って、ちょっと議長が今質問にないと言われましたけど、ゆめが丘の流れですから許してもらえんでしょうか。ですから、町長覚えてくれてて5棟が10棟でも、10棟が20棟でもお願いできたら翔馬議員が喜ぶと思いますけどいかがなものでしょうか。私の一般質問は時間が早いようですけど、ここの準備ができてなかったからそういう時間にしました。終わります。

○議長（大河原昭洋） 以上で、岩本富美男議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、議場の時計で3時15分とさせていただきます。

休 憩 午後 3時06分

再 開 午後 3時15分

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中野ゆかり議員の質問を許します。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 私の一般質問は、SDGsの取組と今後の展望について質問させていただきます。SDGsとは持続可能な開発目標という意味で、国

際連合に加盟する193の全ての国々が未来のあるべき姿を基に、今から何をしなければいけないのかをみんなで考え、未来をつくっていきましょうという目標のことです。

SDGsには大きな目標が17個あります。例えば、目標の1番は貧困をなくそう、2番は飢餓をゼロに、といった具合です。これは海外の課題ではないかと思われるかもしれませんが、本町においても生活保護世帯は4、50件ほどあり人ごとではありません。また、目標3は全ての人に健康と福祉を、目標11は住み続けられるまちづくりを、など身近な目標もあります。目標達成の年は10年後の2030年としています。国連が提唱していることですし、目標が17個もあり分かりにくく、なぜ中野はこの一般質問でSDGsを取り上げ、何を導き出したいのかと多くの方が思われていると思いますので、最初に結論ではありませんが、私の思いを申します。

私は近い将来SDGsが急速に社会に浸透し、本町を支える1つの大きな要素になると考えています。その理由は、質問の後半に事例を交えて紹介させていただきますが、今後本町を救うキーワードはSDGsと思うため、このたびの一般質問に臨ませていただきます。

さて、前置きが長くなりましたが、最初の質問に入らせていただきます。本町は日本1/0村おこし運動や百人委員会など、住民の皆さんとまちづくりを進める仕組みづくりが評価され、令和元年7月に内閣府からSDGs未来都市として選定されました。そこで質問に移ります。本町のSDGsに関する具体的な取組を町長に伺います。

あとの質問は、質問席にて行います。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 中野議員のSDGsの取組と、今後の展望の中での具体的な取組を問うということであります。

先ほど言われましたことに重複するとは思いますが、まず本町は、先ほど言われました日本1/0村おこし運動や百人委員会といった長年にわたる住民自治の取組が評価され、SDGs未来都市として選定されました。選定したから何か新しいことを行うということではなくて、これまでの取組を持続可能な取組となるように、住民とともに継続させていくことが重要であるというふうに考えています。

さて、議員ご質問の具体的な取組についてでありますけども、令和元年8月に中山間地域における住民主体のSDGsまちづくり事業と題して、SDGs未来都市計画を策定して内閣府に提出をしております。議会においてもこの計画書を配付して、内容をご確認いただいておりますけども、ここでは先ほど言われましたように2030年のあるべき姿や、そのあるべき姿の実現に向けた取組について記載していますので、具体的な取組についてはその内容について説明いたしたいと思っております。

あるべき姿は、第7次総合計画の将来像の実現としております。今ある文化・伝統・風習を守り、一人一人に寄り添い、思いが形になる可能性がたくさんある場所となることとしております。この計画書では、あるべき姿の実現に向け経済、社会、環境の視点から優先的なゴール、ターゲットを設定しております。具体的に経済では、自伐林家及び自伐型林家の育成、コミュニティビジネスの促進、社会では、行政へ参加する人数や団体の増加、そして環境では、森林資源を活用した新規事業の創出を目指し、それぞれ事業を展開しているところでございます。

以上です。

- 議長（大河原昭洋） 中野ゆかり議員。
- 11番（中野ゆかり） では、その具体的な取組の進捗状況はいかがでしょう
か、町長に伺います。
- 議長（大河原昭洋） 金兒町長。
- 町長（金兒英夫） 先ほどSDGs未来都市の内容について説明申し上げましたので、進捗状況についてお答えしたいと思います。

経済の自伐型林家及び自伐型林家の育成では、森林の多様性を学ぶことができる林業塾などの開催により、地域おこし協力隊が従事するなど今後増加も見込まれています。それから社会の行政へ参加する人数や団体の増加では、まちづくりに関わる女性団体の設立などの動きがある一方で、百人委員会はマンネリ化も課題となっておりまして新規参加者が少ない状況があります。ただ先ほどもいろいろな議員からの質問の答弁の中でも、若者が多少なりとも参加している実情はあります。

それから、環境の森林資源を生かした新規事業の創出では、木のストロー製造拠点の誘致や、地域おこし協力隊が木材加工の新規事業を立ち上げるなどの動きがあります。全体的にまだまだ1年目ですので、まだまだということはありません。

けどもおおむね順調に進んでいると感じております。ですので、今後も引き続きあるべき姿の実現を目指して事業を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大河原昭洋） 中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） では、進捗状況も伺いましたがその課題は何か、またその対策方法というのを町長にお伺いします。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 課題ということですが、最近SDGsという言葉を目にしたりすることが多々多くなっております。そういうことですが、その内容についてまだ認知というか、周知というか、そういったことがまだまだなされていないというのが現状だというふうに思っております。

本町は住民自治の取組が長年やってきておるわけですが、そのことがSDGs未来都市として選定されておりますので、これに携わる住民の皆様が自信と誇りを持っていただき継続してやっていただける、そういったことがあるように実際本町の取組がこの国際的な指標に対応していることを周知して、いろんな先ほど言われました17のゴール、そういった理念に基づいているんだよということを周知していくというのが、まず一番大きなことかなというふうに思っております。

具体的な方法としては、第2期の総合戦略アクションプログラムで、この周知を図るために、SDGsサークルによって戦略事業を位置づけることで、戦略事業が17のゴールでどのゴールを目指しているか、またそれぞれの事業のゴールがどのように結びついているのかというのを見やすく整理して作成して、全戸に配布しているところでございます。

今後は、そういった総合計画についても、その理念やゴールごとに再度整理して広く周知していきたいというふうに思っています。

○議長（大河原昭洋） 中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 私は、町民からこんな質問を受けました。「智頭町はSDGs未来都市に選定されたけれど、具体的にどんなことをしているのか。また自分たちは何をすればいいのか」といった内容でした。本町は、SDGsを推進するため計画も立て、アクションプランも立て、実際行動もしているけれど人々の意識の中にSDGsが浸透していないので、いまひとつ実感が分からないの

かなと思っています。

しかし、私たちは日々の生活の中でSDGsを実践していることが多くあります。例えば、百歳体操に参加されていたり、毎日歩いている方は目標3の全ての人に健康と福祉を、を実践していることにもつながりますし、おじいさんやおばあさんが畑で野菜やお米を作っておられることも、目標15の陸の豊かさを守ろう、につながります。また、町内で行われるイベントに参加するだけでも、目標11の住み続けられるまちづくりを、につながります。

このように一人一人が既に行っている行動がSDGsにつながっているので、先ほど町長も答弁にありましたが、もう少し普及啓発が必要ではないかと思えます。その点について、町長のご所見を伺います。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 先ほど私も答えましたとおり、やはりもう少し実態として詳しい中身が知られていない。こういった実態があると思います。ですので、もう少し皆さん方に理解しやすいような、そういった表現といいますか、資料といいますか、そういったもので今実際あるんだよと。

基本的には今冒頭にも申し上げましたけども、住民自治というものを基本にしたまちづくりをメインにしたSDGsの選定ですので、それが一番であることは動かないことなんです。ただ、それに付随したいろんなことを先ほど議員も言われました。そういったことをみんなひっくるめてSDGsなんだよということ、もう少し皆さん方に理解してもらえるような周知の仕方というものを考えていきたいというふうに思います。

○議長（大河原昭洋） 中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 例えば、先日百人委員会の学生の部の発表会を聞かせていただきましたが、提案内容はすばらしくてSDGsの取組が何個もちりばめられている内容でした。しかし、提案者及び受け手である町にも提案内容とSDGsを連動する意識というのが感じられませんでした。

本町は、百人委員会など住民の皆さんとまちづくりを進める仕組みづくりが評価されてSDGs未来都市として選定されたのですから、せめて百人委員会で提案されている内容はSDGsのどの目標に当てはまるのか、明確に意識を持って取り組んでいただければいいのかなと思いました。児童・生徒・学生がSDGsを学んで意識をすることによって保護者の意識も変えることもできるので、学校

と連携して推進してはどうかとも思います。

既に学校教育として取り組んでおられるところがあるのでご紹介いたします。例えば、徳島県上板町立高志小学校では、学校が中核となり関係機関と連携して全校アプローチ体制を構築し、SDGsへの効果的な取組を行っております。具体的には全学年で環境に配慮した消費者教育を実践したり、地場産物を活用したレシピの開発、食品ロス削減、阿波の藍の国内と世界への発信などに取り組んでおられるようです。

また福岡県大牟田市教育委員会では、市内全ての公立小・中・特別支援学校にてSDGsの達成に向けて持続可能な教育を推進されており、子どもたちが自ら地域の課題を見だし、自分で考えて行動する学びを展開されているようです。

SDGsの推進を図る上での課題と対策方法の1つとして、学校と連携して推進してはどうかと考えますが、町長のご所見を伺います。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） この前の小学校の発表会で5年生がそういったこともやっていました。実際、今度の中学生の2年生の提案にしても、こういったSDGsにのっとった流れだというふうに思っております。ですので、あえて学校と連携するということでもなくて、実際そういったことが行われれば、そういうことについて子どもたちに、これはイコールSDGsの流れなんだよということを町のほうからも積極的に近づいて行って、教えて行ってそういうことも再認識していればできるのではないかなというふうには思っております。

○議長（大河原昭洋） 中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） はい、町長のおっしゃるとおり、本当に智頭町の小学校、中学校などはSDGsに沿った活動を展開していると私も思っております。しかしながら、その意識がSDGsと連携しているというような意識にまで向かわせるというような仕組みが必要ではないですかと言っているわけです。ですから、例えばマークがあります、17のマーク。あれを学校に張ったり、自分たちの行動によってこの活動はこういう目標何番ですよというシールにするとか。子どもたちが目で見て自分たちの行動が分かるように、SDGsとの関連性が分かるようにしていくというのも一つではないかなと思います。

また、自治体として取り組んでいただきたいこともありますので、質問4に移らせていただきます。SDGsの取組は全課、教育課、山村再生、福祉課、その

他もろもろ、町の全課に及んでいます。そこでSDG sの考え方を推進・加速するため、町長を本部長とし全課の代表からなる智頭SDG s推進本部を設置するお考えはないか、町長に伺います。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 本町のSDG s未来都市計画書においても執行体制として推進本部を設置するというようにしております。ですので、これを新たに設置するのではなくて、幹部会がその役割を担うこととしております。幹部会においてSDG sの理念を理解し、それぞれの業務に反映させていくことが推進を図ることにつながっていくんだというふうに思っております。また併せてSDG sまちづくり協議会として総合戦略推進委員が兼ねることとしておりますので、総合戦略とSDG sの推進状況などに対し、そういったことの意味を伺うというふうな組織としておるところでございます。

○議長（大河原昭洋） 中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） わざわざ智頭SDG s推進本部を設置しなくても、現在の幹部会がその役割を担っているんだよということですよ。それならそれでいいんですけども、1つご紹介したい事例がございます。大阪府では知事を本部長、副知事を副本部長とする庁内関係部局による大阪府SDG s推進本部を設置し、大阪が目指すSDG s先進都市の姿の明確化に取り組んでおられます。大阪府ではSDG sの達成状況を自己分析し、これまでの政策や府民、若者、企業の声との整合性を図りながら重点ゴールの絞り込みを実施しておられ、SDG sの17のゴールの到達点を一目見て分かるようにしております。

私の今の説明では言葉では分からないと思いますが、ぜひとも検索していただいて、この大阪府の取組を見ていただきたいと思います。これは分かりやすく図表化されていますので、とても分かりやすい。自治体がどのようにSDG sを組み込んでいっているのか、見える化するのかというのがすごく分かりやすく書いていますし、どの自治体でも大阪府の取組を実践できるようになっておりますので、ぜひとも検索して見ていただきたいと思います。ちなみに、この大阪の取組は、第3回SDG sアワード内閣官房長官賞を受賞しておられます。

では、続きまして企業版ふるさと納税を積極的に活用し、SDG sの推進を加速させる考えはないかという質問に移ります。企業版ふるさと納税とは、別名地方創生応援税制度のことで、地方創生に新たな資金の流れを生み出すために20

16年度に創設された制度です。地方公共団体が取り組む地方創生プロジェクトに対し、企業が寄附を行った場合に、通常の損金算入措置による約3割の税の軽減効果に加え、さらに3割の税控除を受けられる仕組みです。これにより企業から多くの出資金が集まり、人材育成や事業の活性を成し遂げている自治体が多くあります。

企業版ふるさと納税の活用事例集からピックアップし、数か所の取組をご紹介します。例えば青森県十和田市では冬場観光客が減るため、冬場ならではの魅力で誘客を図り、安定した雇用の創出につなげる事業を立ち上げました。この事業に賛同する企業が2,000万円の支援をされ事業が進んでいます。

続きまして、群馬県下仁田町では町内に小・中学校が各1校のみという教育環境で、義務教育終了後は町外または県外へ通学しなければならず、保護者の負担が大きい。そこで、卒業後に町内に定着すると実質全額補助となる奨学ローンを開発し、進学で町外へ流出した人材のUターン就職へつなげる取組を行われております。この事業に賛同する企業が数社あり、330万円の支援を受け事業を展開されています。これはまさしく本町でいうおせっかい奨学金制度とほぼ同じで、企業から支援を受ける手段の1つとして参考になるのではないのでしょうか。

続きまして、石川県野々市市では市立図書館等複合施設を拠点として創業支援事業や地域コミュニティ醸成事業を行い、にぎわいのあるまちづくりに取り組んでおられます。この事業に賛同する企業が数社あり1,410万円の支援を受け事業を展開されています。ちえの森ちづ図書館を拠点としたにぎわい創出の参考になるのではないのでしょうか。

岡山県玉野市では地元企業の即戦力として活躍でき、かつ地域で活躍する優秀な人材を育成するため、市立商業高校に機械課を新設。併せて地元企業と連携し、インターンシップ制度を充実されました。また、小中学校を対象とした職業体験を実施するとともに、英語教育を推進し、教育環境の充実を図っておられます。この事業に賛同する企業が数社あり7,880万円の支援を受けて事業を展開されています。

そのほか、伝統野菜のブランド化を目指す事業や質の高い観光に取り組む事業、町ぐるみで子育てを応援する事業などなど、各自治体が企業版ふるさと納税を活用し事業を展開しておられます。そこで、町長に質問いたします。本町も企業版ふるさと納税を積極的に活用し、SDGsの推進を加速させる考えはないか、お

尋ねいたします。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 先ほど言われました企業版ふるさと納税、地方創生応援税制ということであります。この税制の制度を活用するに当たっては地域再生計画を策定する必要があります。本町では既に作成して、7月に計画が認定されているところでございます。

そして先ほど言われておりますけども、この活用方法については、まず賛同いただける企業が、そういった企業に出会えるかどうかにかかっておるところでございます。この企業版ふるさと納税は、SDGsの促進ということでの役割を担っているために、内閣府では地方創生SDGs官民連携プラットフォームを開設して、マッチング支援も行っております。本町は既にこのプラットフォームの会員になっていますので、このような制度を活用して今後は積極的な活用を検討を、前向きにやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、内閣府のプラットフォームだけではなく、これまで個別に関係してきた企業に対して、本町の取組を説明して賛同を得ていただけるような営業活動や、ふるさと納税と同様に魅力的な支援事業を企画していくことが重要だというふうに考えておるところでございます。

○議長（大河原昭洋） 中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） これを企業版ふるさと納税を活用する前段階として、先手先手で行動される優秀な酒本企画課長が地域再生計画をもう提出済みということで、本当に早い動きだなと感じております。それで、町長の答弁にありましたが、事業は出したとしても企業との出会いが必要なんだという答弁でした。これに関しては、町長がまずはPRしていただいて、もう智頭町のため汗を流していただき、たくさんの企業と出会っていただけたらと思っておりますが、そのところの意気込みをお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 町のトップである私が動くということは必要なことだと思っております。ただ、今こういう状況ですので、いろんなどこに出向いていくということはなかなかできない状況であります。ですので、機を見て敏に動いていきたいというふうに思っております。

○議長（大河原昭洋） 中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり）　できれば時を待たずして今できることを一歩ずつ進めていただけたらと思っております。先ほど事例を何個か挙げましたけれども、企業版ふるさと納税を積極的に活用することにより、SDGsの取組の一環として本町が取り組んでいる様々な事業の推進が期待できます。SDGsはまちづくり、ひとづくりに欠かせないツールの1つだと思いますので、ぜひとも力を入れて取り組んでいただきたいと思いますと思っております。最後に町長のご所見を伺いたしたいと思います。

○議長（大河原昭洋）　金兒町長。

○町長（金兒英夫）　そういった提案をいただきましてありがとうございます。やはりそういった思いも持っていただき提案をしていただくことで後押ししていただけるのではないかとと思っております。ぜひともこういったこともどんどん前に進めていって、それがSDGsも当然ですけども町の事業の後押しになるんだろうというふうに思っています。ですので、先ほどの前に質問された各議員の方々の答えにも一緒になってくるかと思っておりますけども、それが町の財政を支える一端にもなってくれば余計にいいことになるのではないかと考えておるところでございます。

○議長（大河原昭洋）　中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり）　ぜひとも進めていただき、町の発展を願っております。これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大河原昭洋）　以上で、中野ゆかり議員の質問を終わります。

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

散　会　午後　3時46分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和2年12月9日

智頭町議会議長 大河原 昭 洋

智頭町議会議員 河 村 仁 志

智頭町議会議員 大 藤 克 紀